

## 第2節

# うるおいのある 安全で快適なまちをめざして

### 1 住みやすい環境づくり

住宅・住環境

公園・緑地・水辺

消費生活

### 2 地球にやさしい環境づくり

環境保全

循環型社会

### 3 都心にふさわしい都市の基盤づくり

道路・交通

防災・危機管理

地域整備

## 9 住宅・住環境

### 現状と課題

平成23(2011)年3月に生じた東日本大震災では、東北3県を中心として、地震・津波による激甚な被害が生じ、国民に対して、災害への備えの重要性を再認識させました。特に、生活の基盤となる住居の安全性確保のための住宅の耐震化や、災害時の支援・協力体制の確保のための地域コミュニティの構築が、震災後わが国で対応すべき大きな課題とされています。

なかでも、耐震化については、建築基準法に基づく現行の耐震基準は、昭和56(1981)年6月1日に導入されており、これ以前に建築され、耐震化を行っていない建築物の耐震化が喫緊の課題とされています。政府の「新成長戦略」および「住生活基本計画」においては、住宅の耐震化率を平成32(2020)年までに95%とする目標を定め、建築物に対する指導等の強化や計画的な耐震化の促進を図っています。

また、東京都においては、「2020年の東京」において、「耐震化100パーセントプロジェクト」とともに、防災上危険な木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにするための「木密地域不燃化10年プロジェクト」を推進し、東京都の中でも特に区部における課題への対応を図っています。

本区においては、これまでも住宅の耐震化対策を進めており、88.7%の住戸において既に耐震化が進んでいますが、旧耐震基準の建築物約1万3千棟のうち約7千棟が木造住宅であることから、東京都が推進する「木密地域不燃化10年プロジェクト」と連携した対応が求められます。

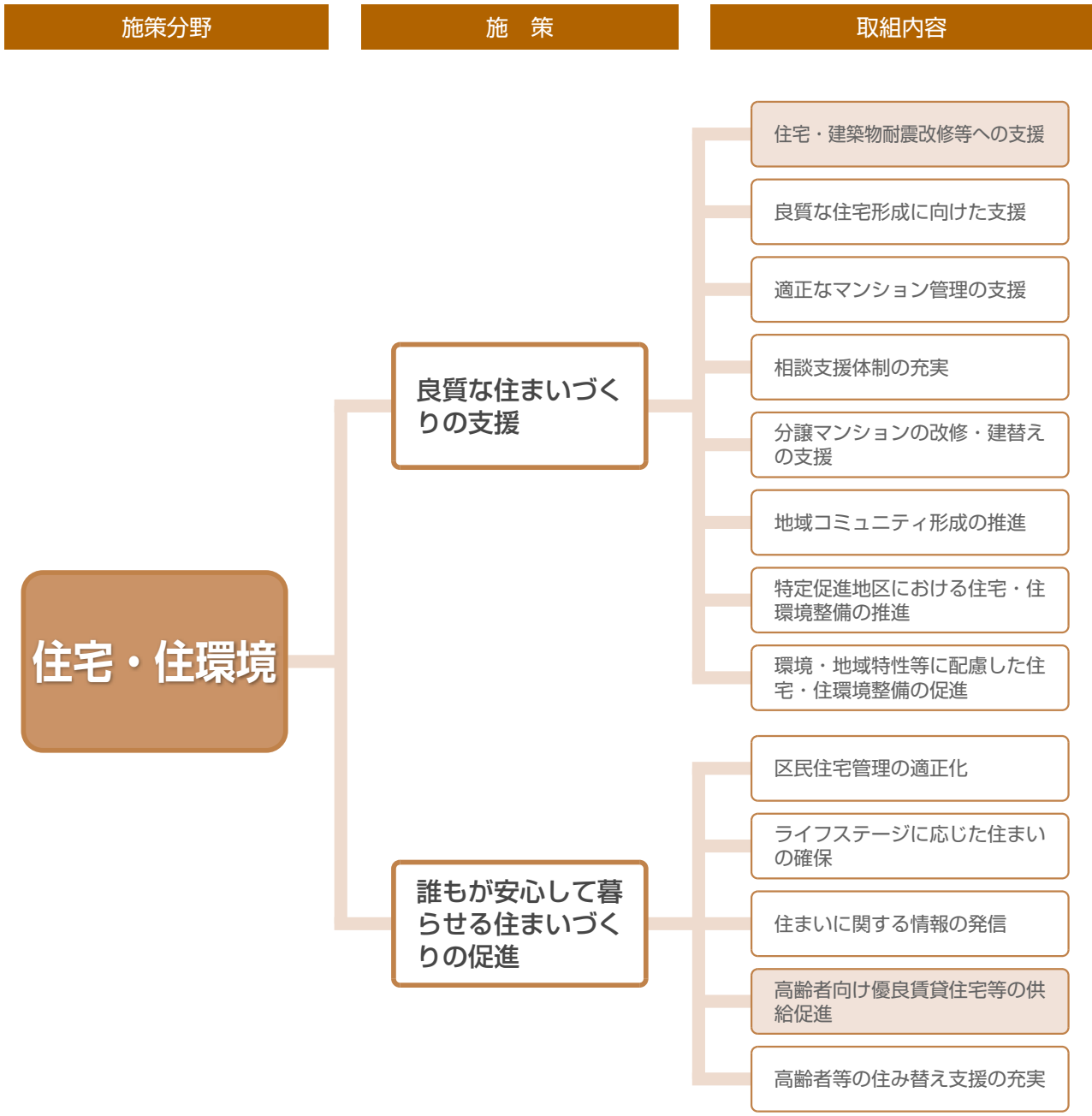
また、本区の特徴として、早い時期から分譲マンションの建設が進められたことから、共同住宅が約88%を占めており、これらの住宅の老朽化が進んでいます。また、近年の人口増加とあいまって、共同住宅では約5割の居住者が同階居住者をほとんど知らないという調査結果もあるなど、地域の連帯感が高いとはいえない状況にあります。今後は、これらの本区の特徴の課題への対応が必要です。

さらに、本区の高齢化率は特別区内では最も低い水準にありますが、人口増加とともに高齢者数も着実に増加していることから、高齢者向け住宅の整備誘導や住み替え支援などを実施し、生涯にわたり住みやすいまち、住み続けたいまちづくりを進めることが求められます。

### 今後の方向性

- 住宅の耐震化を促進するとともに、相談体制の確保等、サービスの充実を図ることで、良質な住まいづくりを進めます。
- 誰もが安心して暮らすことができるよう、個々の状況に応じた適切な住居の提供を行います。

# 施策の体系



※  は計画事業

## 9-1

## 9 住宅・住環境

## 良質な住まいづくりの支援

## 施策の目的（目指す姿）

- 建築物の耐震化が進むとともに、マンションを含むすべての住宅が適切に維持管理されることにより、良好な居住環境が確保され、区民の安全で快適な暮らしが確保されています。

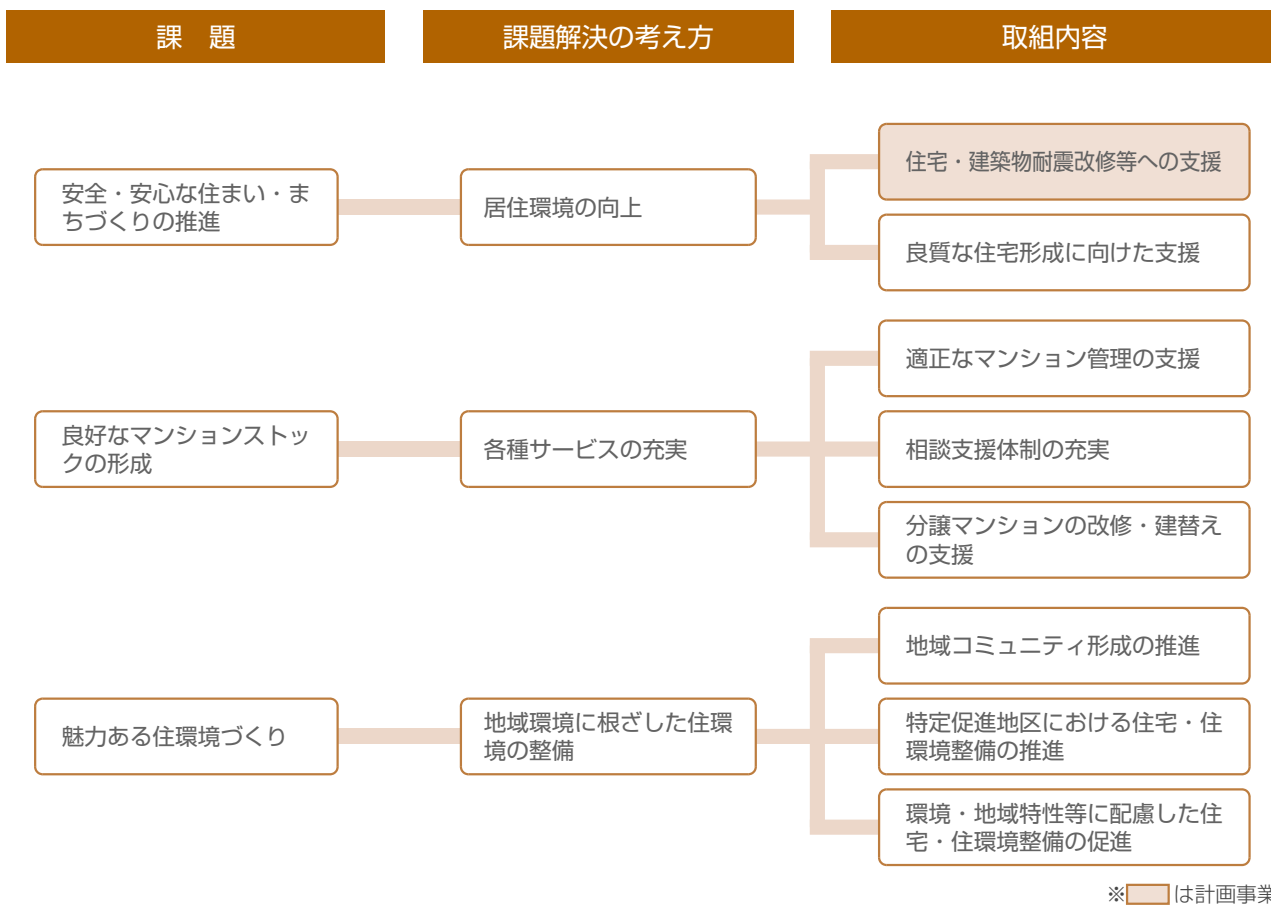
## 施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
耐震化率	区内の全住宅の住戸のうち耐震化された住戸の割合	88.7% (住宅戸数)	90.0% (住宅戸数)	92.0% (住宅戸数)

## 現状と課題

- 区内には、旧耐震基準の建築物が約1万3千棟あり、そのうち約7千棟が木造住宅です。近年、耐震改修等を行った建築物は増加しているものの、工事中の居所の確保や工事後の居住性低下の懸念から、改修工事に至らない住宅も多く見受けられます。また、多くのマンションでは、工事に向けた管理組合の合意形成が課題となっています。このため、引き続き耐震性の向上を支援するとともに、外壁改修等耐震改修以外の補修工事やバリアフリー化など、内部改修工事との連携を図り、安全・安心な住まい・まちづくりを推進する必要があります。
- 本区では早い時期から分譲マンションの建設が進められたため、共同住宅が約88%を占めており、マンションの長寿命化および建替えに対する支援等の充実を含め、良好なマンションストックの形成を支援することが必要です。
- 区内で主たる居住形態となっているマンションの居住者間では、同階居住者をほとんど知らない人が約5割いるなど、近隣住民への関心が低い傾向があります。また、マンションによっては、防災活動などの地域活動への居住者の参加も十分ではなく、周辺の地域住民との交流が少ない実態もあります。このため、良好な地域コミュニティの形成を支援するなど、区民の誰もが「住んで良かった」「住み続けたい」と思える魅力的な地域社会づくり、まちづくりが必要です。

## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の実施

### (1) 住宅・建築物耐震改修等への支援【計画事業25】

建築物の耐震性を向上するため、耐震診断・耐震改修を実施する建築物の所有者に対して助成を行います。また、東京都が指定した特定緊急輸送道路沿道建築物について、平成27(2015)年度末までに耐震改修を行う建築物に助成します。



耐震補強工事例

### (2) 良質な住宅形成に向けた支援

住宅の修繕をしようとする方に対して、区が取扱金融機関に必要な資金の融資をあっせんすることにより資金調達を支援します。また、ワンルームマンションについては最低限度の住戸面積を定めて、質の向上を図ります。

**(3) 適正なマンション管理の支援**

分譲マンション管理組合を支援するため、管理組合役員および区分所有者等を対象に、分譲マンション管理セミナーを開催します。また、インターネットを利用した支援システム「すまいるコミュニティ」を活用し、管理組合の業務を支援するとともに、マンション居住者間の情報交換の場所を提供します。

**(4) 相談支援体制の充実**

管理組合の総会・理事会・勉強会等にマンション管理士を派遣し、分譲マンションの維持管理・大規模修繕・建替えなどについての助言・提案や合意形成の支援を行います。また、分譲マンションの計画修繕・維持管理など、管理組合の役員や区分所有者が抱えるさまざまな問題に関する相談を行います。

**(5) 分譲マンションの改修・建替えの支援**

マンション居住者および周辺の安全を確保するため、マンション管理組合に対して、共用部分の改修工事や防災対策工事に要する設計費および工事費の一部を助成するなど、マンションの適切な維持管理を支援します。また、建替えを検討している分譲マンションの管理組合に対しては、アドバイザーの派遣や建替えに関する諸制度の情報提供を積極的に行います。

**(6) 地域コミュニティ形成の推進**

住宅建設を伴う大規模な開発事業に際して、広場、商業施設、集会所、子育て支援施設、高齢者介護施設など、地域生活の質の向上や地域コミュニティの活性化につながるインフラ整備を誘導します。

**(7) 特定促進地区における住宅・住環境整備の推進**

東京都住宅マスタープランに掲げる重点供給地域のうち、特定促進地区として指定されている地区については、地域の特性やコミュニティ形成の視点を踏まえながら、良質な民間住宅の供給やコミュニティ関連施設の整備を重点的に誘導します。

**(8) 環境・地域特性等に配慮した住宅・住環境整備の促進**

環境性能の高い住宅の普及促進や屋上緑化等の支援を通じて、環境に配慮した住宅の整備を促進します。また、土地利用や住宅ストックの特性に応じ、地域の実情に即した住宅・住環境整備を推進します。

**事業内容****25 住宅・建築物耐震改修等への支援**

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	住宅・建築物耐震改修等への助成	住宅・建築物耐震改修等への助成	同 左
事業費	7,900	6,900	1,000

## 誰もが安心して暮らせる住まいづくりの促進

### 施策の目的（目指す姿）

- 区民住宅への入居の機会が公平に提供されているとともに、高齢者等のニーズに応じて安全・安心が確保された住宅が普及し、誰もが生涯にわたって安心して快適に住み続けられる環境が確保されています。

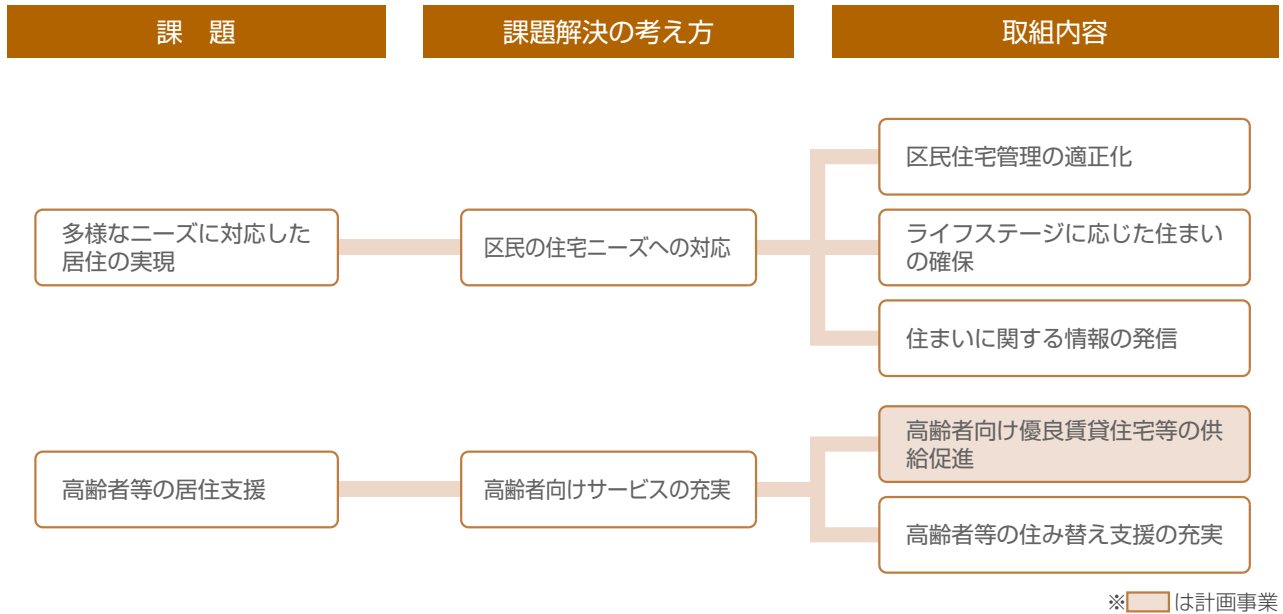
### 施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内 容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
高齢者向け優良賃貸住宅等の戸数	高齢者向け優良賃貸住宅（サービス付き高齢者向け住宅を含む）の供給戸数の累計	27戸	150戸	150戸

### 現状と課題

- 住宅および良好な住環境の確保は、区民生活の最も基礎的な条件の一つです。低額所得者世帯、高齢者・障害者世帯、子育て世帯など、自力で適切な水準の住宅を確保することが困難な世帯が適切な住宅を確保でき、また、若年・壮年の単身世帯が世帯形成期や子育て期を迎えても快適に住み続けることができるように、多様な世代のニーズに対応した住まい・まちづくりを促進することが必要です。
- 30代・40代を中心とする若い世代の人口増加により、本区の高齢化率は23区の中で最も低い水準にありますが、高齢者数は増え続けており、今後も増加が見込まれています。高齢者の多くは安価で暮らしやすい賃貸住宅等への住み替えを希望している一方で、高齢者等を受け入れる賃貸住宅等は十分に確保されていません。このため、高齢者等が住み慣れた地域でいつまでも安心して充実した生活を送ることができるよう、支援していく必要があります。

## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の実施

### (1) 区民住宅管理の適正化

区営・区立住宅等の区民住宅について、適正な管理と供給を推進し、真に住宅に困窮する世帯に対して、住まいを公平・適切に供給します。

### (2) ライフステージに応じた住まいの確保

民間事業者による住宅供給が活発な本区の特徴を生かし、良質な住宅供給の誘導や中古住宅を含めた良質な住宅の流通を促進します。また、大規模な開発事業に際しては、保育所等子育て支援施設や高齢者福祉施設などが地域の実情に応じて整備されるよう事業者を誘導するなど、ライフステージに応じて必要な機能が整い、生涯を通じて住み続けられる住環境の整備を進めます。

### (3) 住まいに関する情報の発信

東京都や住宅関連団体等と情報ネットワークを形成するなど、情報の共有化を進め、住まいに関して区民に役立つ情報を的確に提供します。

### (4) 高齢者向け優良賃貸住宅等の供給促進

#### 【計画事業26】

民間事業者による高齢者向け優良賃貸住宅等の整備や家賃減額に要する費用の一部を助成し、質の高い良好な高齢者向け住宅の供給を促進します。



高齢者に配慮した住宅

総論編  
 各論編 第1節 思いやりのある安心して暮らすまちをめざして  
 各論編 第2節 住みかえの安心で快適なまちをめざして  
 各論編 第3節 にぎわいとふれあいのある躍動するまちをめざして



### (5) 高齢者等の住み替え支援の充実

高齢者や障害のある方が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるように、関係機関と連携し、高齢者の入居を拒まない住宅の登録を増加するなど、賃貸住宅に居住する高齢者等の住み替え支援の充実を図ります。

## 事業内容

### 26 高齢者向け優良賃貸住宅等の供給促進

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事 項	・ 高齢者向け優良賃貸住宅等の供給促進 123戸 ・ 家賃減額費の助成	・ 高齢者向け優良賃貸住宅等の供給促進 123戸 ・ 家賃減額費の助成	家賃減額費の助成
事業費	722	362	360

## 10 公園・緑地・水辺

### 現状と課題

公園・緑地は、区民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場、都市環境の向上、災害時の避難場所など、健康で安全な区民生活を営む上での重要な機能を持っています。本区ではこれまで、花と緑に囲まれた美しいまちを目指した「花の都中央区宣言」（平成元（1989）年）の精神に基づき、再開発などまちづくりに合わせた公園・緑地等の整備を図ってきました。こうした取組により、区の緑被率（緑で覆われた土地の割合）は平成8（1996）年度の7.6%から平成16（2004）年度の9.1%と大幅に増加しましたが、いまだ低いことから、平成21（2009）年に策定した「中央区緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の拡充や公共施設の屋上・壁面緑化、民間施設の緑化などを積極的に推進しています。

公園や児童遊園については、区内人口の増加に伴い利用者が増加していることから、新たな公園等の整備や施設の老朽化が進んでいる公園等の改修を進める必要があります。また、東日本大震災では、多くの住民や在勤者が、公園に一時避難したことから、災害時の活用を考慮した整備も求められています。

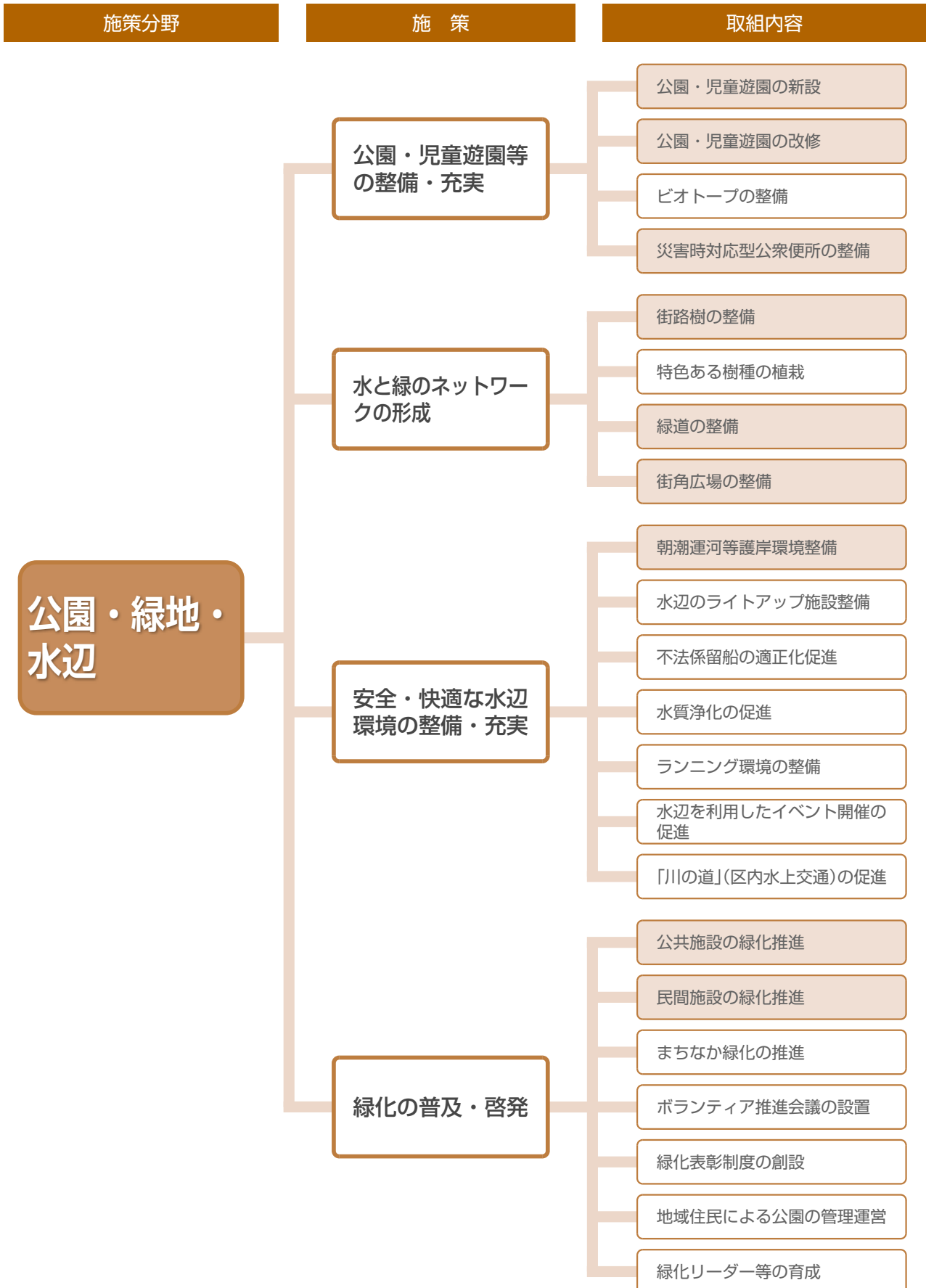
さらに、花や緑に囲まれた美しいまちを実現するためには、区民や事業者の協力も欠かすことができません。このため、誰もが緑を大切にし、緑を育てる仕組みづくりや誘導策の充実を図る必要があります。

一方、隅田川をはじめ日本橋川、朝潮運河などに代表される河川・運河等の面積は、区全体の約18.3%を占めており、都内でも随一の水辺空間を誇っています。本区では、平成18（2006）年4月に水辺空間の魅力の向上と観光や防災等への活用を図るため、「中央区水辺利用の活性化に関する方策」を策定し、「水の都中央区」の復活に向けた取組を推進しています。こうした中、平成23（2011）年4月に開設した日本橋船着場では、定期航路の運航が始まるなど舟運の活性化が図られるとともに、地域の観光客が増加し、にぎわいが創出されています。今後も引き続き、本区の特徴である水辺環境を生かし、にぎわいの創出や魅力を高めることが必要となっています。

### 今後の方向性

- 緑豊かで快適な都心居住環境の実現を図るとともに、災害などによるライフライン停止時への備えとして、公園・児童遊園等の整備・充実を図ります。
- 都心にふさわしい風格あるまちを形成するとともに、区民が安全・安心・快適に散策できる緑道等の整備を図るため、水と緑のネットワークの形成を推進します。
- 舟運の活性化や、水辺のにぎわいを創出するため、水辺環境の整備・充実を図ります。
- 区民や事業者が緑化に取り組み、緑の豊かさを実感できるようにするため、緑化の普及・啓発を図ります。

# 施策の体系



※  は計画事業

## 公園・児童遊園等の整備・充実

## 施策の目的（目指す姿）

- 子どもの遊び場や憩いの場が確保され、緑豊かで快適な都心居住環境が実現されています。
- 身近な場所にある公園・児童遊園が地域ニーズを取り入れた空間となり、多くの利用者が集っています。
- 災害などによるライフライン停止時にも、公衆便所を利用できる環境が整っています。

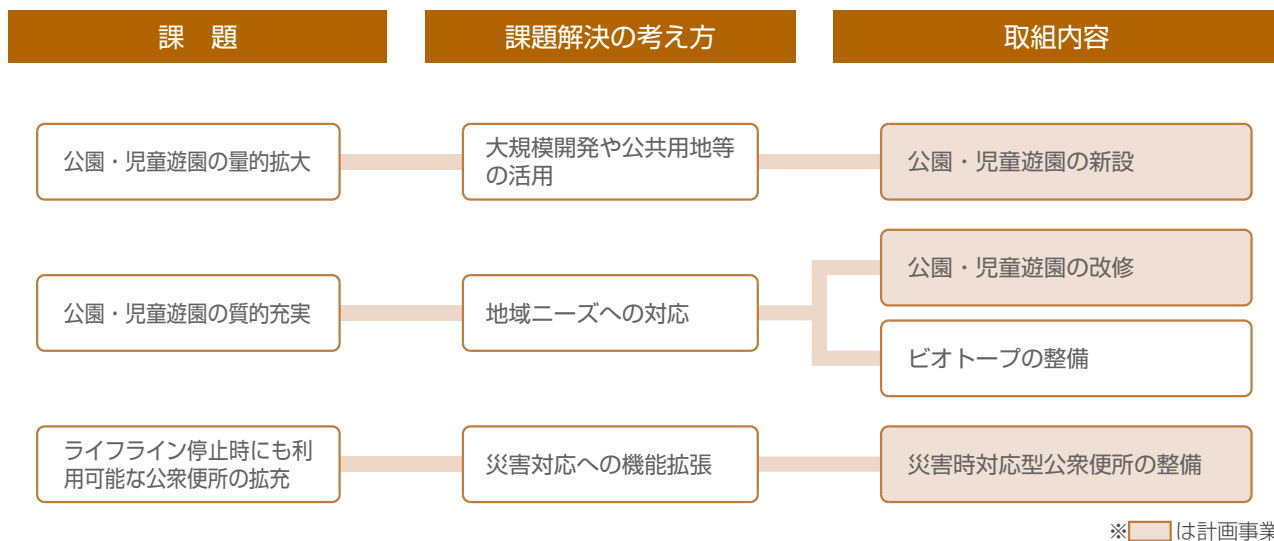
## 施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
区民1人当たりの公園面積	—	4.84㎡	5.00㎡	5.00㎡
災害時対応型公衆便所の整備率	公衆便所総数に対する災害時対応型公衆便所の割合	36.0% (31カ所)	49.4% (42カ所)	61.2% (52カ所)

## 現状と課題

- 平成23(2011)年に実施した区政世論調査では、約4割の区民が、地球温暖化対策で重要なこととして「区内の緑地や水辺の整備」と回答しています。人口増加に伴う公園・児童遊園の利用増に対応し、地球温暖化対策の推進や安全・快適な利用環境の確保などを図るため、地域や利用者のニーズに配慮した新たな公園等の整備や、老朽化した公園等の改修を進める必要があります。
- 東日本大震災では、多くの住民や在勤者が、公園に一時避難しました。東京都が平成24(2012)年4月に発表した東京湾北部地震の被害想定では、上水道約7割、下水道約3割に支障が出るとされており、ライフラインの停止に備えて公衆便所の機能等を充実する必要があります。

## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の取組

### (1) 公園・児童遊園の新設【計画事業27】

大規模開発や公共用地の活用等により、安全性、快適性、自然環境などに配慮した公園・児童遊園を整備します。

### (2) 公園・児童遊園の改修【計画事業28】

施設が老朽化した公園・児童遊園について、遊具などの充実を図るとともに、安全性、快適性、自然環境などに配慮した改修を行います。



朝潮運河親水公園

### (3) ビオトープの整備

公園等の緑化の充実や水辺の再生等によって、生き物の生息場所となるビオトープの整備を図ります。

### (4) 災害時対応型公衆便所の整備【計画事業29】

災害に強いまちづくりを目指すため、老朽化した公衆便所の改修に合わせ、災害時対応型公衆便所を整備します。

## 事業内容

## 27 公園・児童遊園の新設

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	・公園新設 1園 ・児童遊園新設 1園 ・公園拡張 1園 ・児童遊園拡張 1園	・公園新設 1園 ・児童遊園新設 1園 ・児童遊園拡張 1園	公園拡張 1園
事業費	123	123	—

## 28 公園・児童遊園の改修

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	・公園改修 10園 ・児童遊園改修 8園	・公園改修 5園 ・児童遊園改修 3園	・公園改修 5園 ・児童遊園改修 5園
事業費	750	524	226

## 29 災害時対応型公衆便所の整備

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	整備箇所 20カ所	整備箇所 10カ所	同 左
事業費	519	274	245

## 水と緑のネットワークの形成

### 施策の目的（目指す姿）

- 街路樹の整備などにより、都心にふさわしい風格あるまちの形成や、ヒートアイランド現象の緩和が図られるとともに、昆虫や野鳥などの生き物が生息する自然環境が創出されています。
- 高齢者を含めた多くの区民等が、安全・安心・快適に散策できる緑道等が整備され、憩いや交流の場となっています。

### 施策の達成状況の目標となる指標

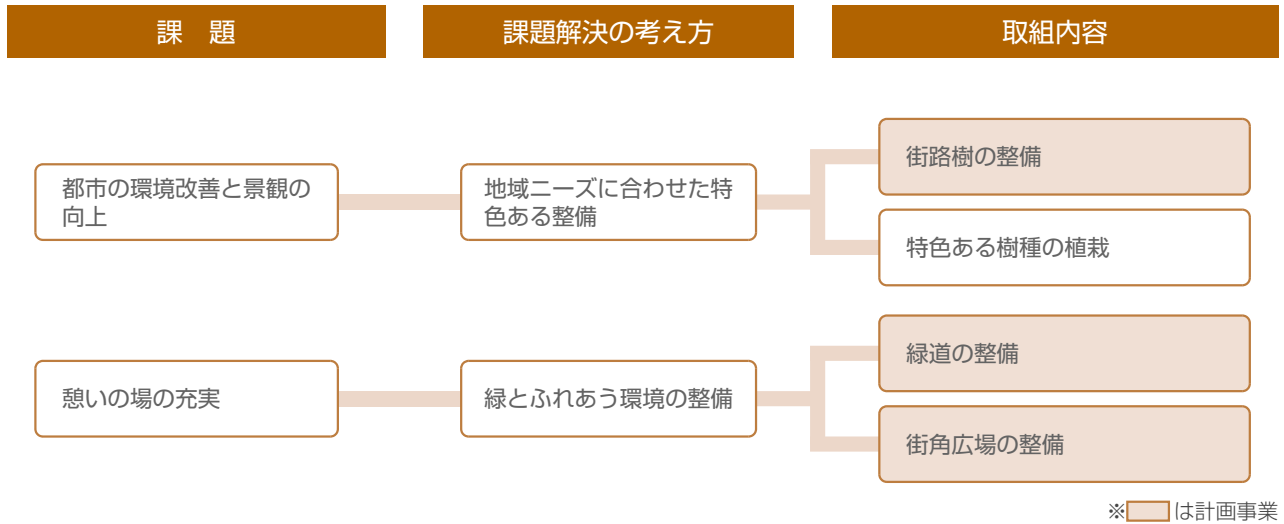
指標名	内 容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
公園・緑地・水辺の整備満足度	中央区政世論調査における満足度	37.7%	39.0%	41.0%

※現状値は「平成24（2012）年度中央区政世論調査」の結果を活用しています。

### 現状と課題

- 都心にふさわしい風格あるまちづくりやヒートアイランド現象などの都市環境の改善を推進するため、緑化の推進や水辺環境の改善などを図る必要があります。
- 高齢者や障害のある方などが安全、安心、快適に利用できるよう、散策路やベンチを備えた休息場所などの憩いの場の充実が必要です。

## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の実施

### (1) 街路樹の整備【計画事業30】

道路整備や再開発等に合わせて、街路樹の整備を進めるとともに、中低木や緑化フェンスによる多層化・連続化などにより、豊かさが実感できる緑化を図ります。

### (2) 特色ある樹種の植栽

街路樹の整備においては、地域の特色や要望などを踏まえ、沿道の価値やまちのイメージを高める花の咲く木や新葉・紅葉が美しい木など、特色ある樹種を植栽します。

### (3) 緑道の整備【計画事業31】

人々が散策路として楽しめるよう、河川や運河沿いの通路等を、快適でうるおいある緑道として整備します。

### (4) 街角広場の整備【計画事業32】

緑地帯を憩いや交流の場にするとともに、地域のランドマークとなるよう、景観に配慮した街角広場を整備します。



隅田川月島緑道

総論編

各論編 第1節

思いやりのある  
安心して暮らすまちをめざして

各論編 第2節

うるおいのある  
安全で快適なまちをめざして

各論編 第3節

にぎわいとふれあいのある  
躍動するまちをめざして



## 事業内容

### 30 街路樹の整備

(単位：百万円)

	事業目標		事業計画			
			前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)		
事 項	整備本数	811本	整備本数	403本	整備本数	408本
事業費		147		74		74

### 31 緑道の整備

(単位：百万円)

	事業目標		事業計画			
			前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)		
事 項	・緑道の新設	250m	・緑道の新設	250m	緑道の改修	565m
	・緑道の改修	1,585m	・緑道の改修	1,020m		
事業費		857		514		344

### 32 街角広場の整備

(単位：百万円)

	事業目標		事業計画		
			前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)	
事 項	整備箇所	10力所	整備箇所	5力所	同 左
事業費		68		34	34

## 10-3

## 10 公園・緑地・水辺

## 安全・快適な水辺環境の整備・充実

## 施策の目的（目指す姿）

- 隅田川、日本橋川、朝潮運河などの舟運が活性化するとともに、水辺では多くの人々が散策やオープンカフェでの休息を楽しむなど、にぎわいが創出されています。

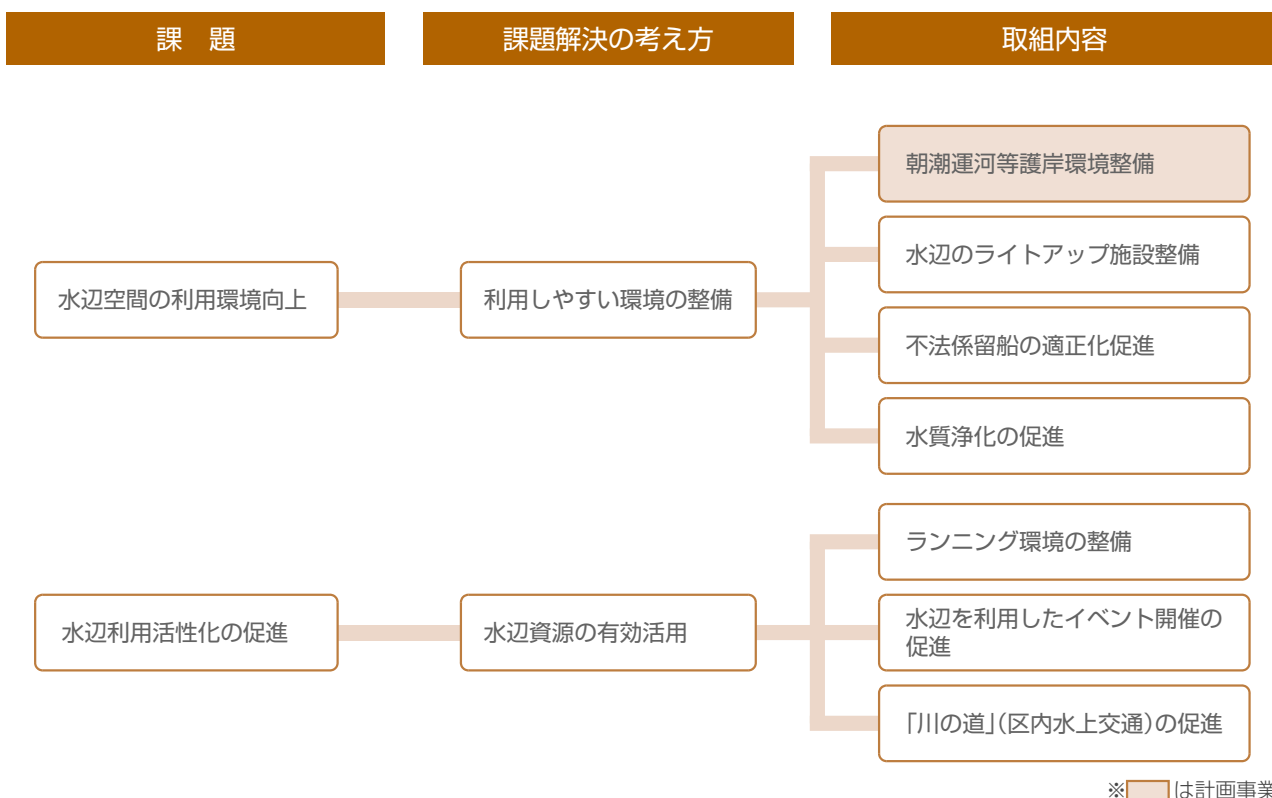
## 施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
朝潮運河等護岸環境整備達成率	朝潮運河と新月島運河の耐震護岸上部整備状況	9.7%	49.6%	100%

## 現状と課題

- 隅田川ではテラスやスーパー堤防による公園、水辺沿いの緑道などのうるおいとやすらぎにあふれた水辺空間が創出されています。また、テラスの夜間照明やスロープの設置により、安全で安心して利用できる環境が整っています。今後も、東京都と連携して朝潮運河や新月島運河などの整備を進めるとともに、区民や企業、来街者等が、都心にいながら自然やうるおいを感じられるよう、さまざまな生物が生息する潮入護岸などを整備する必要があります。
- 隅田川テラスなどの水辺では、ランニングやウォーキング等を楽しむ人が増えています。また、日本橋船着場や東京スカイツリーの開業により隅田川等で舟運を楽しむ観光客が増加し、水辺や舟運、河川の水質改善への関心が高まっています。河川敷利用については、民間事業者による常設の飲食店営業など、水辺活用の選択肢を広げる規制緩和が行われており、今後はこうした規制緩和を活用しながら、水辺のにぎわい創出や魅力を高めていく必要があります。

## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の取組

### (1) 朝潮運河等護岸環境整備【計画事業33】

貴重な水辺空間を区民の憩いの場として活用するために、東京都による内部護岸整備に合わせて、周辺の景観や自然環境との調和に配慮した親水性のある水辺として整備していきます。

### (2) 水辺のライトアップ施設整備

船上やテラスからの景観を向上させるとともに、観光目的で利用される魅力ある水辺づくりに向け、夜間のライトアップが実施できる環境を整備します。

### (3) 不法係留船の適正化促進

安全な航行や良好な水辺景観を形成するため、東京都と連携し、放置船舶の解消を図っていきます。

### (4) 水質浄化の促進

日本橋川など水辺の利用をより一層高めるため、東京都に対して河川の水質改善を要請していきます。

### (5) ランニング環境の整備

健康づくりの一環として、ランニングやウォーキングが安全・快適に楽しめる環境を確保するため、水辺沿いの公園を拠点としたルート設定や環境整備を進めます。

**(6) 水辺を利用したイベント開催の促進**

水辺のオープンスペースや公園・緑地を生かしたオープンカフェの出店を誘導するなど、水辺を利用したイベントの開催が促進されるよう活動を支援します。

**(7) 「川の道」(区内水上交通)の促進**

水辺を活用した都市観光の振興を図るため、地域との協働や周辺区、東京都との連携により、日本橋や朝潮運河などの船着場を起点とした水上交通の拡大を促進します。



朝潮舟運イベント

**事業内容**

**33 朝潮運河等護岸環境整備**

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事 項	整備延長 2,670m	整備延長 1,110m	整備延長 1,560m
事業費	94	57	37

## 緑化の普及・啓発

### 施策の目的（目指す姿）

- 道路沿いの緑化や建築物の壁面緑化が進み、緑の豊かさが実感できるまちになっています。
- 区民や事業者の方々が、道路や公園の花壇の管理や清掃を行うとともに、公園では地域住民による管理やイベントが開催されるなど、「緑の輪づくり」が広がっています。

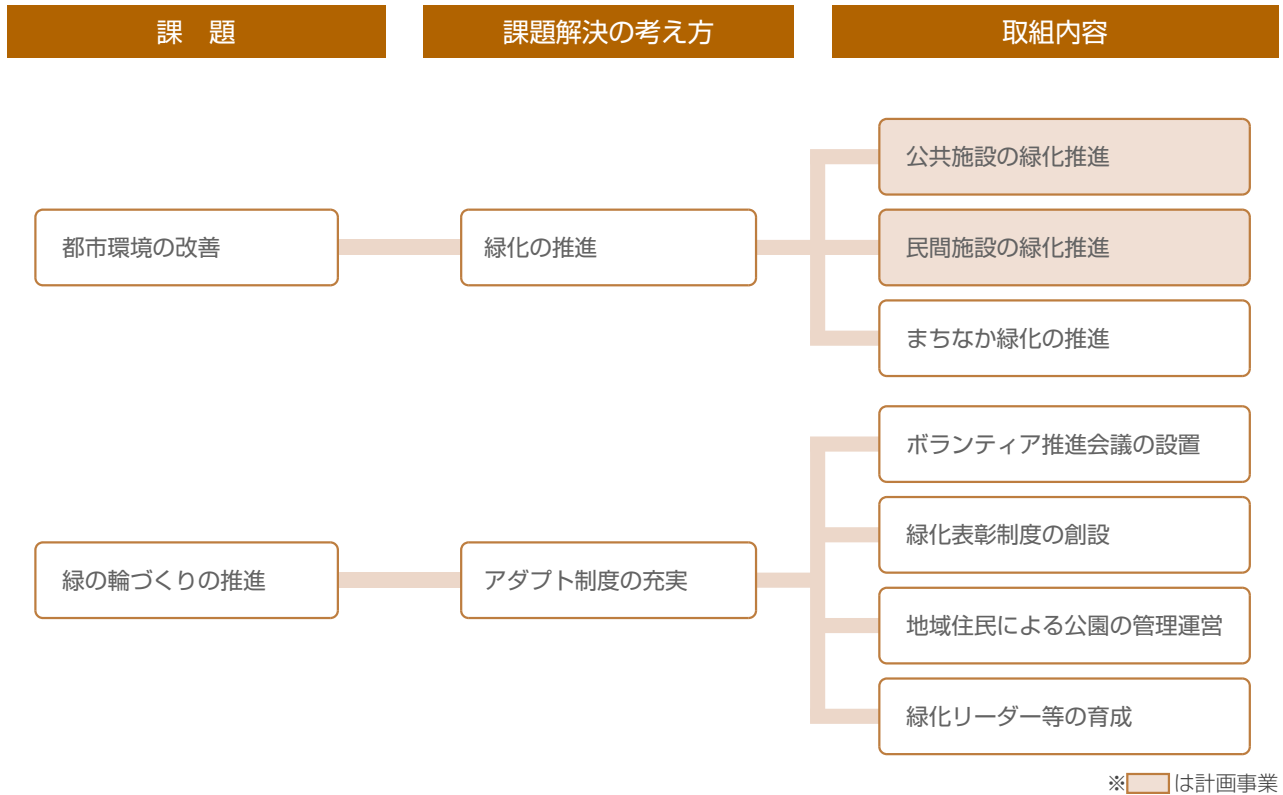
### 施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内 容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
ボランティア参加者数	緑化ボランティアの年間参加人数	398名	550名	700名

### 現状と課題

- 公共施設については、屋上・壁面緑化を積極的に推進しており、緑豊かで親しみのある施設になっています。また、「中央区花と緑のまちづくり推進要綱」に基づき、緑化指導や助成を行うなど民間施設の緑化を推進しています。緑被率を高め緑の豊かさが実感できるまちにするために、今後も緑化の推進を図る必要があります。
- 環境配慮や社会貢献意識の高まりを反映して、花壇の管理や道路の清掃などを行う区民や事業者が増加しています。今後も緑化活動に参加しやすい仕組みづくりや支援の充実を図り、区民・事業者と区との緑のパートナーシップを築き、「緑の輪づくり」を拡充する必要があります。

## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の実践

### (1) 公共施設の緑化推進【計画事業34】

区立施設への屋上・壁面等の緑化を進め、緑豊かで親しみのある施設にします。

### (2) 民間施設の緑化推進【計画事業35】

緑豊かな生活環境の創出やヒートアイランド現象緩和等のために、民間施設の緑化費用の一部を助成し、緑化への取組を支援します。



銀座プロッサムの壁面緑化

### (3) まちなか緑化の推進

商店街や町会などが中心になり、公園や街路、民有地などを利用して、花壇や植え込み地、プランター、ハンギングバスケットを設置するなど、地域をあげて緑化に取り組む「まちなか緑化」を、公益財団法人東京都公園協会と連携して推進します。

### (4) ボランティア推進会議の設置

緑化活動を充実させるため、ボランティア推進会議を設置し、緑化ボランティアの技術の向上や情報の共有化を図ります。

### (5) 緑化表彰制度の創設

緑化活動に貢献した方々や花と緑の優秀な取組をたたえる緑化表彰制度を創設し、緑化活動への積極的な参加を促進します。

### (6) 地域住民による公園の管理運営

公園における地域住民の活動やコミュニティの活性化、公園への愛着が高まるよう、地域住民による公園の自主的な管理運営を促進します。

### (7) 緑化リーダー等の育成

「緑の輪づくり」を推進するための中心的役割を担う、緑や自然などに詳しい緑化リーダーや自然リーダーの育成を図ります。

## 事業内容

### 34 公共施設の緑化推進

(単位：百万円)

	事業目標		事業計画		
			前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)	
事 項	公共施設の緑化	20カ所	公共施設の緑化	10カ所	同 左
事業費		173		105	69

### 35 民間施設の緑化推進

(単位：百万円)

	事業目標		事業計画		
			前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)	
事 項	助成による緑化面積	8,000㎡	助成による緑化面積	4,000㎡	同 左
事業費		167		84	84

# 11 消費生活

## 現状と課題

情報通信技術の発展を契機として、わが国の消費者を取り巻く環境は急速に変化し、商品やサービス、取引形態の複雑化・多様化が進んでいます。こうした変化は、消費者の選択の自由を拡大する反面、契約に係るトラブルや、商品やサービスの安全性に関する問題を生むなど、新たな社会的課題を生じさせる要因となっています。

わが国では、こうした状況の変化に対応し、省庁の枠組みを越えて横断的に発生する複雑な消費者問題に取り組むため、平成21(2009)年9月に消費者庁・消費者委員会が創設されました。また、消費者政策の大綱として平成22(2010)年3月に「消費者基本計画」が閣議決定され、消費者政策の基本的方向性が示されました。さらに平成24(2012)年12月から「消費者教育の推進に関する法律」(以下、「消費者教育推進法」という。)が施行されたことに伴って、地方公共団体の責務として、消費生活センター、教育委員会等関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の社会的・経済的状况に応じた施策を策定・実施する必要があります。

東京都においても「東京都消費生活基本計画」を基本指針とした消費者政策が実施されています。平成24(2012)年4月には「東京都消費生活条例」が一部改正され、複雑化・深刻化する消費者被害により迅速に対応するための体制を整備しています。

本区においては、平成22(2010)年4月に消費生活センターを設置するとともに、ホームページの開設や消費者コーナーでのパンフレット配布などによる区民への情報発信の強化、相談窓口の設置、各種講座の開催などによって、消費者被害の予防や解決、改善が図られるよう各種支援活動を実施しています。

今後は、さらに複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、区民一人ひとりが「かしこい消費者」として商品やサービスに関する情報を自発的に収集・選択し、適切な行動をとることができるようにする必要があります。そのために区は、区民に対して必要な情報を適時にわかりやすく発信していくとともに、学校等と連携した消費者教育の取組を強化することが求められます。

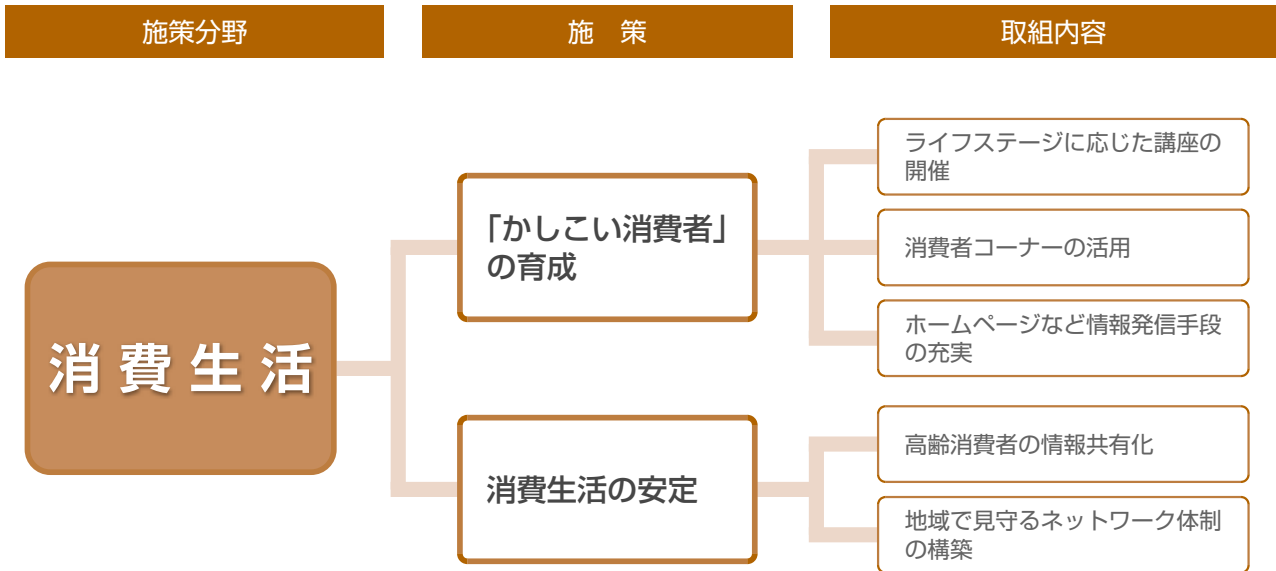
また、高齢者の増加に伴って、高齢者を狙った振り込め詐欺や悪質商法が多発していることから、地域社会全体で高齢者を見守る体制を構築していく必要があります。

## 今後の方向性

- 「かしこい消費者」の育成のため、必要な情報をさまざまな機会を通じて提供するとともに、学校等との連携による消費者教育を推進します。
- 消費者被害に遭いやすい高齢者が安心して生活できるよう、関係機関との協力体制を構築し、高齢者の暮らしを見守ります。



## 施策の体系



## 「かしこい消費者」の育成

### 施策の目的（目指す姿）

- 区内消費者が、複雑化・多様化する消費者問題に関する知識や技能を習得し、これらを活用して能動的に行動できる、自立した「かしこい消費者」となっています。

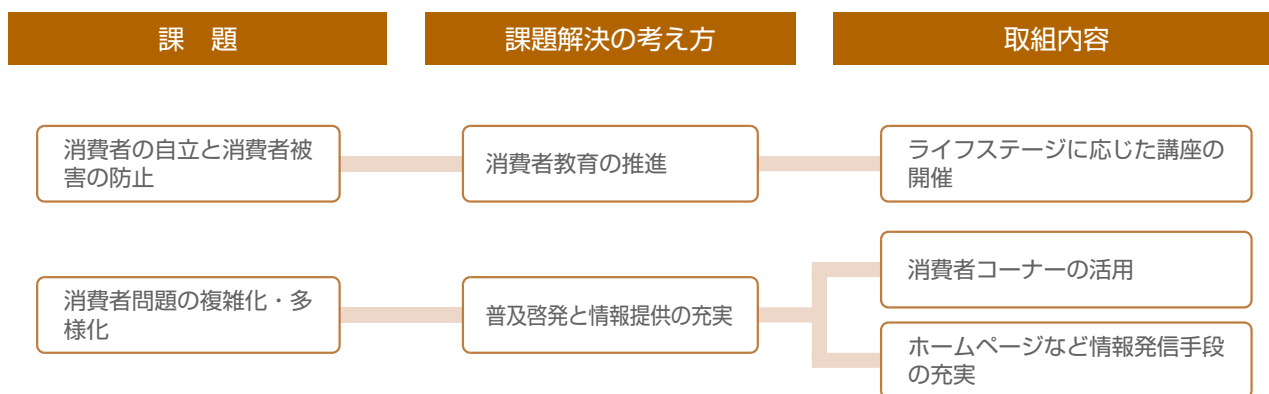
### 施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内 容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
消費生活センターホームページ閲覧数	年間アクセス数	11,543	13,000	14,000

### 現状と課題

- 近年、インターネットを利用した電子商取引の増加等に伴って、取引・契約内容の複雑化や、商品やサービスの多様化が進んでいます。また、商品やサービスの安全に関する事故や、食の安全に関する不安なども後を絶ちません。こうした中、消費者被害を未然に防止するためには、区民一人ひとりが正しい知識を習得し、適切な消費行動に結びつけることが重要です。
- 本区では、平成22（2010）年4月に消費生活センターを設置したことを機に、消費生活情報ホームページや消費者コーナーの開設等、有益で的確な情報発信の充実に努めてきました。また、消費生活展や消費生活講座を開催するなど「かしこい消費者」の育成に向けたさまざまな支援を行ってきました。消費者トラブルの複雑化・多様化、高齢者被害の増加等の課題に対処するため、さらなる普及啓発に努めていく必要があります。
- 平成24（2012）年12月に消費者教育推進法が施行されたことを踏まえ、情報提供や普及啓発による知識の習得にとどまらず、自ら考え、主体的に行動できる消費者を育成するため、さまざまな機関・団体と連携し、年齢等に応じた体系的な消費者教育を一層推進していく必要があります。

## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の取組

### (1) ライフステージに応じた講座の開催

消費者教育推進法の趣旨を踏まえ、年齢等のライフステージに応じた消費生活講座や出前講座等を開催します。開催にあたっては、関係機関・団体等と連携し、時勢に沿ったテーマ設定や体験型講座を効果的に実施します。

### (2) 消費者コーナーの活用

消費生活センターに設置した消費者コーナーを消費者情報の発信基地としてPRするとともに、消費者の安全確保のために必要な啓発資料を効果的に提供するなど、展示内容の充実と機能強化を図ります。



消費者コーナー

### (3) ホームページなど情報発信手段の充実

消費者が必要とする情報を迅速かつ的確に発信するため、消費生活センターホームページの内容を充実します。また、子どもや高齢者など区民の状況に合わせて必要な情報をわかりやすく発信していきます。

## 11-2

## 11 消費生活

## 消費生活の安定

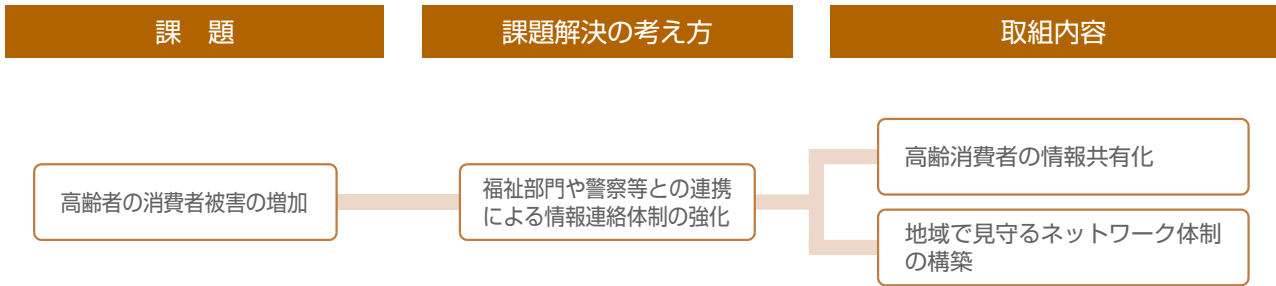
## 施策の目的（目指す姿）

- 消費者被害に遭いやすい高齢者が、安全で安心な消費生活を送ることができています。
- 計量器の定期検査や、家庭用品品質表示・電気用品立入検査を通じた事業者への指導等により、消費生活の安定が図られています。

## 現状と課題

- 本区の消費生活センターにおける相談件数は、平成21（2009）年度以降増加を続けており、平成23（2011）年度は1,937件の相談が寄せられました。特にインターネットなどの通信サービスに関する相談が全体の約17%と最も多く、電子商取引やスマートフォン等の利用が飛躍的に拡大していることを反映しています。また、60歳以上からの相談が全体の約25%を占めており、高齢化の進行に伴って今後も高齢者の被害が増加することが予測されます。
- 複雑化・多様化・広域化する消費者問題に的確かつ迅速に対応するには、区による相談はもとより、国や東京都等の関係機関と連携した相談体制の確立が不可欠です。また、振り込め詐欺や悪質商法等は、高齢者をターゲットとした悪質かつ巧妙な手法が増加しているため、特に高齢者に対して、関係行政機関や地域との連携による見守り体制が必要です。
- 電気用品安全法やガス事業法に基づく販売業者への立入検査など、消費生活に関する事務が区に権限移譲されていることから、区がより主体的に消費生活の安定に取り組む必要があります。

## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の実施

### (1) 高齢消費者の情報共有化

高齢消費者の安全安心のため、区の高齢者福祉関係部署をはじめ、民生委員や介護事業者、警察署等と連携した情報連絡体制を整備し、情報共有を図ります。

### (2) 地域で見守るネットワーク体制の構築

おとしより相談センターをはじめ、町会・自治会や民生委員、あんしん協力員などによる地域のネットワーク体制を構築し、高齢者が消費者被害に遭わないよう、地域で見守っていきます。



ちゅうおう消費者だより

## 12 環境保全

### 現状と課題

私たちの生活に重大な影響を及ぼす環境問題は、わが国が対応すべき喫緊の課題であります。近年では、新興国における経済成長や世界人口の増大の中で、地球温暖化、廃棄物問題、生物多様性の保全など、世界規模での環境問題が深刻化しています。

わが国においては、東日本大震災および福島第一原子力発電所の事故の発生に伴い、自立・分散型のエネルギーの重要性や電力不足への対応の必要性が高まり、自然エネルギーの利用拡大や省エネルギー活動の徹底などの取組が広がっています。

また、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方を見つめ直すとともに、自然との関わり方や安全・安心の視点を含めて、社会を持続可能なものへと見直していく必要性が改めて認識されるなど、人々の価値観や意識に変化が生じたといわれています。

日本の文化・商業・情報の中心として、活発な経済活動が行われている本区は、環境に大きな負荷をかけています。このため、本区は環境をすべての施策の根幹に据え、平成20(2008)年3月に策定した「中央区環境行動計画」に基づき、地球温暖化対策やヒートアイランド対策の緩和に向けた取組を行うなど、環境施策を積極的に推進しています。

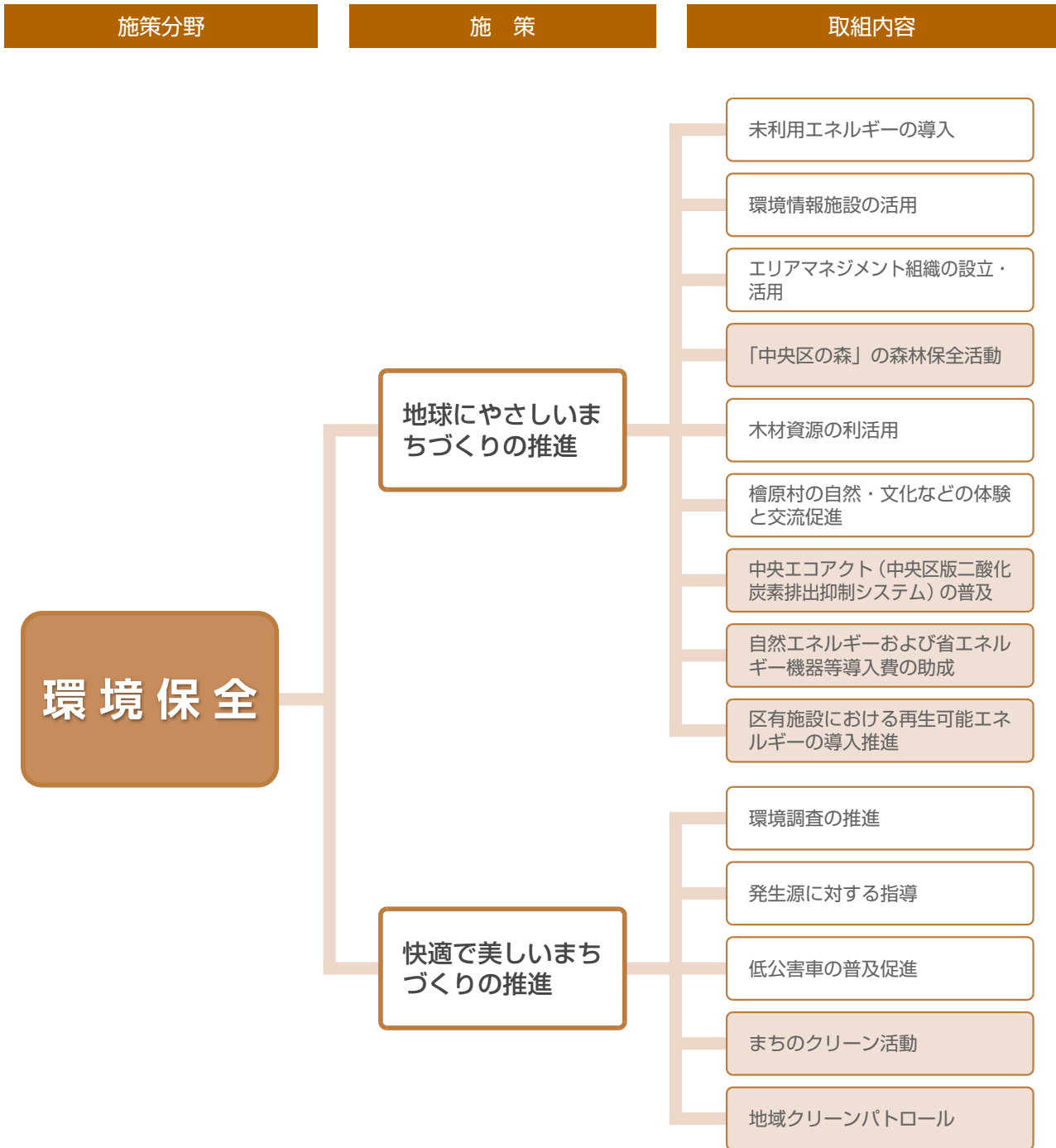
また、平成24(2012)年3月には、東京駅前地区と晴海地区をモデルとして、環境・エネルギーのさまざまな問題に対応し、魅力ある地域をつくるため、「中央区エコタウン構想」を策定するとともに、清掃工場の排熱など、地域の未利用エネルギーの活用に向けた検討などを実施しています。

今後は、区民、事業者、区が一体となり、エコタウン構想の取組を進めるとともに、「中央区の森」事業や中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)などの区独自の取組の推進、公害対策やまちのクリーン活動の実施など、地球にやさしい環境づくりを推進していく必要があります。

### 今後の方向性

- 区独自の取組を生かし、区民・事業者・区が協働して地球にやさしいまちづくりを推進します。
- 地域の美化活動への意識を高め、快適で美しいまちづくりを推進します。

# 施策の体系



※  は計画事業

## 12 環境保全

12-1

## 地球にやさしいまちづくりの推進

## 施策の目的（目指す姿）

- 区民・事業者などの環境問題に対する意識が高まり、区民・事業者・区との協働による環境活動が実践されています。
- 低炭素型のまちの整備が進み、温室効果ガスの排出量が削減されています。

## 施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
「中央区の森」における二酸化炭素吸収量	「中央区の森」が1年間に吸収できる二酸化炭素の量	98.0 t-CO <sub>2</sub>	218.5 t-CO <sub>2</sub>	250.8 t-CO <sub>2</sub>
大規模事業所(※)の二酸化炭素排出原単位の削減	平成17年度東京都省エネカルテの二酸化炭素排出原単位の平均値に対する削減率	37.0%	40.0%	45.0%

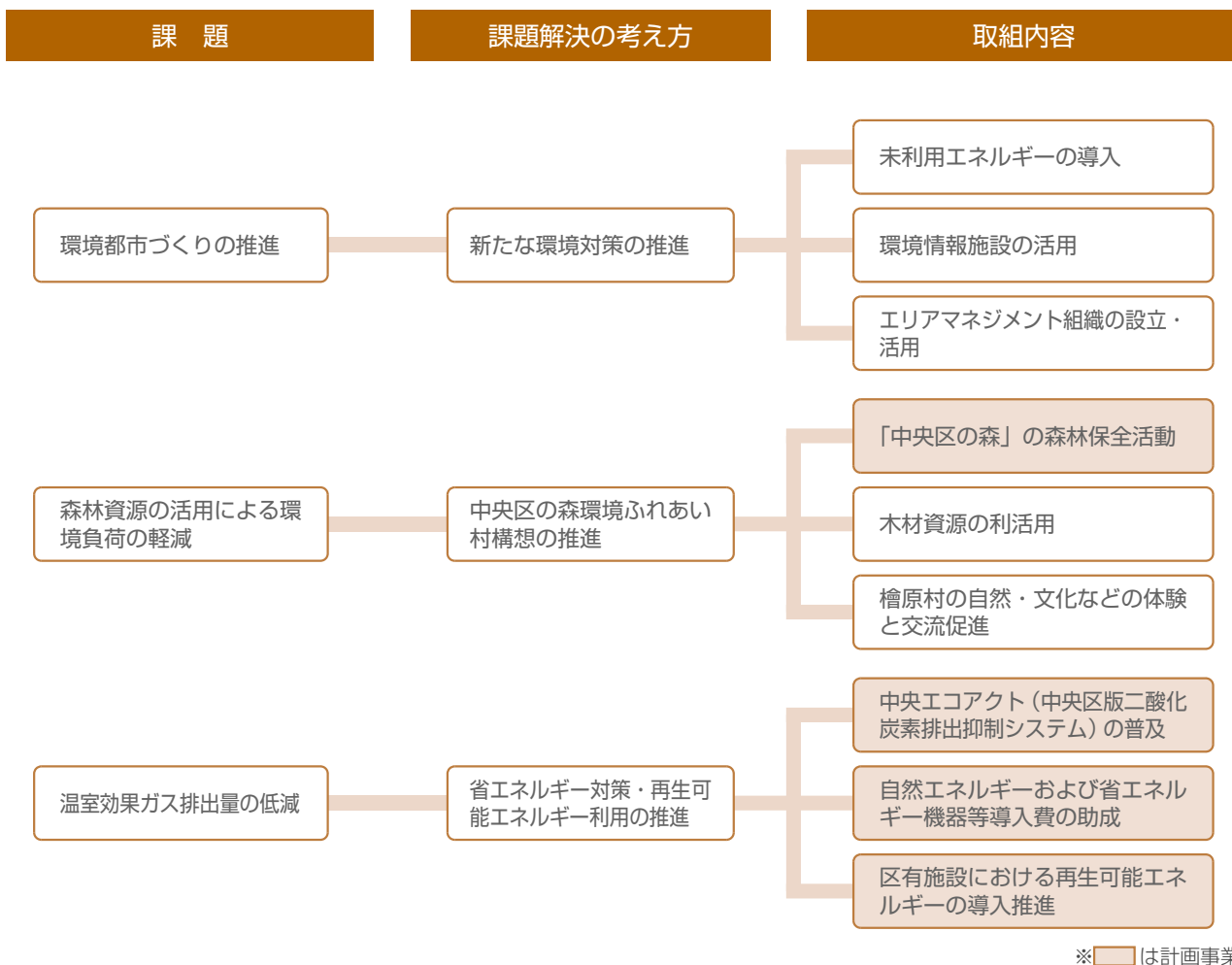
※大規模事業所とは、中央区まちづくり基本条例に係る業務系開発建築物をいいます。

## 現状と課題

- 地球温暖化やエネルギー問題への対応は、世界が直面する喫緊の課題となっています。区民、事業者、区が一体となった取組を着実に進めるとともに、自然エネルギー・省エネルギー機器の導入や環境情報の共有・発信に積極的に取り組む環境都市づくりを推進していくことが必要です。
- 区域を越えた広域的な地球温暖化対策事業である「中央区の森」については、「中央区の森環境ふれあい村構想」に基づいて、二酸化炭素吸収源となる森林保全活動の支援や間伐材の木材の活用、自然体験や環境学習の場として活用していくことが必要です。
- 東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故は、エネルギー供給と利用のあり方に多くの課題を投げかけるとともに、電力不足により多くの人が節電に取り組みました。今後も、区民や事業所の省エネルギーや節電への取組を促進し、定着させる必要があります。



## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の取組

### （１）未利用エネルギーの導入

清掃工場の排熱や生ごみ・紙ごみを資源とするバイオマスなどの未利用エネルギーを活用し、地域へのエネルギー供給や、災害時のエネルギー確保に向けた取組を進めます。

### （２）環境情報施設の活用

環境学習や環境活動、情報発信の拠点となる「環境情報施設」を開設し、区民、事業者、環境活動団体のさまざまな環境活動を支援します。

### （３）エリアマネジメント組織の設立・活用

エコタウン構想を区民や事業者等と連携して進めるとともに、地区全体で環境に配慮した都市づくりを目指していく「エリアマネジメント組織」の設立を支援します。

**(4) 「中央区の森」の森林保全活動【計画事業36】**

森林保全活動の支援により、二酸化炭素の吸収源としての役割を担っている森林を守り、育てるとともに、区民や事業者等の自然体験や子どもたちの環境学習等の場として活用します。



中央区の森

**(5) 木材資源の利活用**

「中央区の森」の間伐材を、公園のベンチや街路樹の支柱、机やテーブル・棚等に有効活用するとともに、檜原産材を含む多摩産材の普及を促進します。

**(6) 檜原村の自然・文化などの体験と交流促進**

区民や事業者が「中央区の森」事業を通じて檜原村の自然・文化を体験し、村との交流が促進されるよう、体験型イベントの実施や村が主催するイベントのPRなどを実施します。

**(7) 中央エコアクト（中央区版二酸化炭素排出抑制システム）の普及【計画事業37】**

二酸化炭素排出量を削減するため、家庭や事業所で容易に取り組める中央エコアクトのさらなる普及を図るとともに、エネルギーの「見える化」などによる省エネルギーや節電の取組の促進、定着化を図ります。



中央エコアクト事業所用ガイドブック

**(8) 自然エネルギーおよび省エネルギー機器等導入費の助成【計画事業38】**

区民や事業者に対して、自然エネルギーおよび省エネルギー機器等の導入費用の一部を助成することにより、機器の普及を図ります。

**(9) 区有施設における再生可能エネルギーの導入推進【計画事業39】**

自立・分散型エネルギーの確保を図るため、区有施設への太陽光発電システム等の導入を推進します。

## 事業内容

### 36 「中央区の森」の森林保全活動

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	・ 檜原村数馬地区 12.2ha ・ 檜原村南郷地区 3.2ha ・ 檜原村協定地 5.0ha	・ 檜原村数馬地区 12.2ha ・ 檜原村南郷地区 3.2ha	檜原村協定地 5.0ha
事業費	62	42	20

### 37 中央エコアクト (中央区版二酸化炭素排出抑制システム) の普及

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	中央エコアクトの普及	中央エコアクトの普及	同 左
事業費	44	22	22

### 38 自然エネルギーおよび省エネルギー機器等導入費の助成

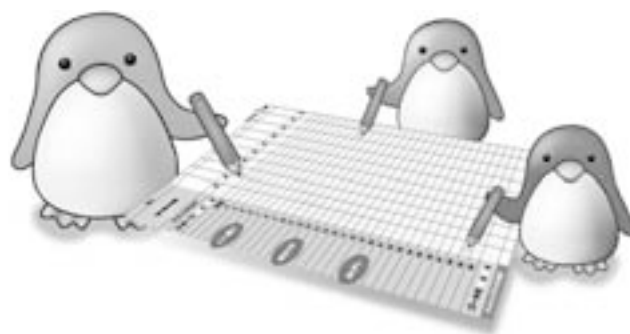
(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	導入費用の助成	導入費用の助成	同 左
事業費	264	132	132

### 39 区有施設における再生可能エネルギーの導入推進

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	太陽光発電システム設置施設数 5施設	太陽光発電システム設置施設数 3施設	太陽光発電システム設置施設数 2施設
事業費	94	57	38



## 12-2

## 12 環境保全

## 快適で美しいまちづくりの推進

## 施策の目的（目指す姿）

- 地域の環境改善や電気自動車などの低公害車の普及が進み、快適で美しいまちが形成されています。
- 地域の美化意識が高まり、区民や事業者が自らの力で快適で美しいまちづくりに取り組んでいます。

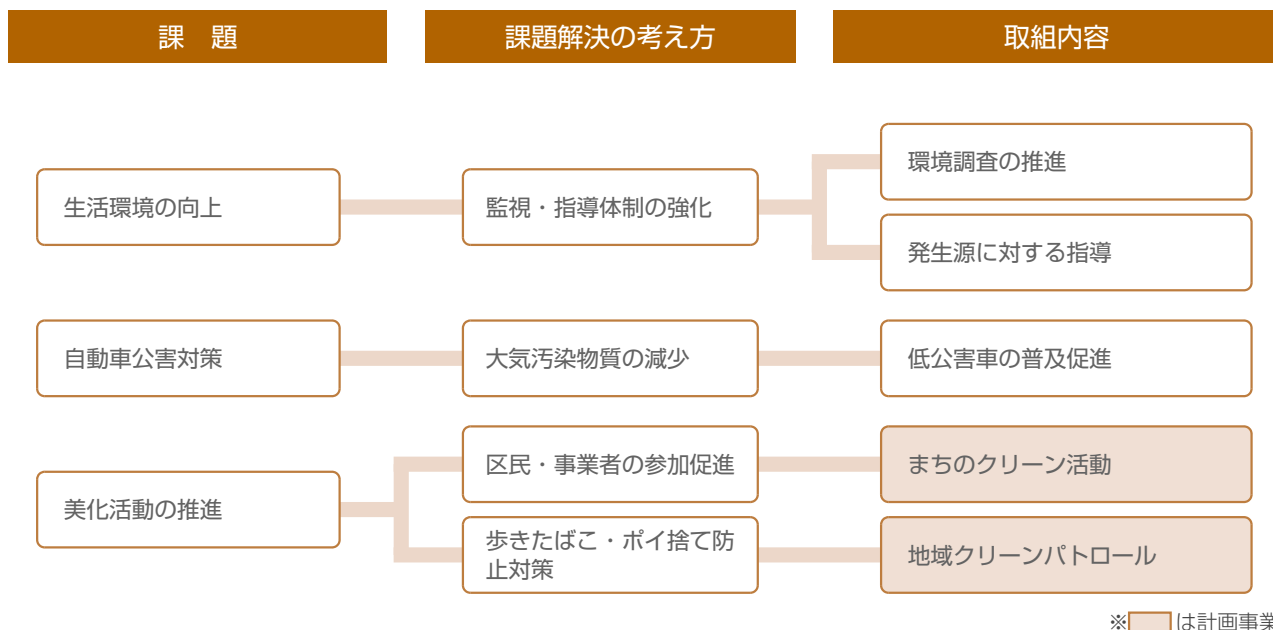
## 施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
まちかどクリーンデー参加登録数	地域清掃活動を実施する団体の年間登録数	184団体	240団体	300団体
主要交差点ポイ捨て本数	主要6交差点におけるポイ捨ての合計本数 (調査日当たり平均)	63本	50本	40本

## 現状と課題

- 大気汚染については、ディーゼル車規制などの公害対策により、窒素酸化物や浮遊粒子状物質が環境基準を達成するなど、改善が図られています。しかし、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは環境基準を満たしていません。健康で快適な生活環境の確保を図るため、自動車公害対策等の取組を進めていくことが必要です。
- 企業においては、社会との共生を図りつつ企業価値を向上させることを重要な経営課題と捉え、企業の社会的責任として環境活動に取り組む機運が高まっています。また、区民の美化活動への関心の高まりもあり、クリーンデーやまちかどクリーンデーなどの参加団体数は増加傾向にあります。歩きたばこ・ポイ捨てについては、主要交差点でのたばこのポイ捨て本数が条例施行以降、毎年減少していますが、いまだ歩きたばこ・ポイ捨てがみられることや、健康被害への懸念から、受動喫煙対策が求められています。快適な地域環境の実現を目指し、引き続き、歩きたばこやポイ捨ての取締りを含む美化活動を推進していくことが必要です。

## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の取組

### (1) 環境調査の推進

区民の健康を守るために、事業活動等による窒素酸化物や浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどの大気汚染物質をはじめとする各種環境調査を引き続き実施し、的確な現況把握に努めます。

### (2) 発生源に対する指導

工場や事業所、建設作業等の固定発生源から発生する騒音、振動、悪臭等公害現象に対して規制を行うとともに、事業者に対する公害防止の指導や実態調査・夜間パトロールなどを実施し、区民の生活環境の保全に努めます。

### (3) 低公害車の普及促進

大気汚染の防止や二酸化炭素の排出抑制に寄与する電気自動車等の低公害車の普及を図るとともに、民間施設の充電設備の整備を促進します。また、低公害車利用者に対して、区営駐車場の使用料を優遇します。



電気自動車充電設備

**(4) まちのクリーン活動【計画事業40】**

区民の良好な生活環境を確保するため、クリーン活動を促進し、きれいなまちづくりを進めます。

**(5) 地域クリーンパトロール【計画事業41】**

歩きたばこおよびポイ捨てをなくすため、指導員による街頭パトロールおよび地元町会・事業所等と指導員との合同による街頭キャンペーンを実施し、清潔な地域環境を確保します。



クリーンデー

**事業内容**

**40 まちのクリーン活動**

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンデー参加団体数 40団体増</li> <li>・まちかどクリーンデー参加登録数 100件増</li> <li>・クリーン活動貢献団体への感謝状贈呈</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンデー参加団体数 20団体増</li> <li>・まちかどクリーンデー参加登録数 50件増</li> <li>・クリーン活動貢献団体への感謝状贈呈</li> </ul>	同 左
事業費	59	30	30

**41 地域クリーンパトロール**

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭パトロールの実施</li> <li>・街頭キャンペーンの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭パトロールの実施</li> <li>・街頭キャンペーンの実施</li> </ul>	同 左
事業費	410	205	205



## 13 循環型社会

### 現状と課題

わが国においては、持続可能な社会と豊かな環境を次世代に引き継ぐため、平成12(2000)年6月に循環型社会形成推進基本法のもとで容器包装リサイクル法などの個別リサイクル法が整備され、国全体で3R(Reduce:発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生利用)に基づく循環型社会の形成に向けた取組が進められてきました。

本区においては、平成12(2000)年2月「中央区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの減量や資源回収品目の拡大など各種施策を推進してきました。これらの取組により、本区が収集するごみ量は平成元(1989)年度から一貫して減り続け、平成12(2000)年度に46,495tであったごみ量が平成21(2009)年度には37,648tとなり、約19%減少しています。資源回収量については、平成12(2000)年度に9,005tであったものが平成21(2009)年度には11,148tとなり、約23.8%増加するなど清掃・リサイクルの推進が図られています。

しかし、本区は都心区として多くの事業所を有することから、ごみ量の約9割を事業系ごみが占めており、事業系ごみの減量と適正排出が重要な課題になっています。また、人口増加による家庭ごみの増加等が予想され、適切な対応が必要です。

こうした廃棄物行政を取り巻く環境の変化や課題に対応するため、本区は、平成23(2011)年3月に「中央区一般廃棄物処理基本計画」を改定し、平成22(2010)年6月に策定した「中央区分別収集計画」と合わせて、循環型社会の形成に向けた取組を進めています。

この取組を具体化していくため、体系的な環境学習の実施やリサイクル拠点施設であるリサイクルハウスかざぐるまの活用等により区民の意識啓発と発生抑制を促進していくことが必要です。

また、より多くの区民・事業者が参加しやすいリサイクルルート確立や資源収集品目の拡大を図り、リサイクルシステムを発展させていくことが求められます。

さらには、ふれあい収集など、ごみの排出が困難な高齢者・障害者世帯等にやさしい環境づくりを進めるとともに、事業者に対しては自己処理責任の促進も含めて、適正排出・ごみの減量・資源化を指導していくなど、地域特性に応じた取組が重要です。

### 今後の方向性

- 区民の環境に対する意識やリサイクルに対する理解を深め、ごみを可能な限り発生させない生活習慣を定着させるため、意識啓発とごみの発生抑制を促進します。
- 区民がリサイクルへの主体的な取組ができるよう、多様なリサイクルシステムを推進します。
- 都心区である本区の特性に配慮し、環境負荷を低減した循環型清掃事業の推進を図ります。



# 施策の体系



※    は計画事業

## 環境に対する意識啓発と発生抑制の促進

## 施策の目的（目指す姿）

- 区民の環境に対する意識やリサイクルに対する理解が深まり、ごみを可能な限り発生させないことを基本とした生活習慣が定着しています。

## 施策の達成状況の目標となる指標

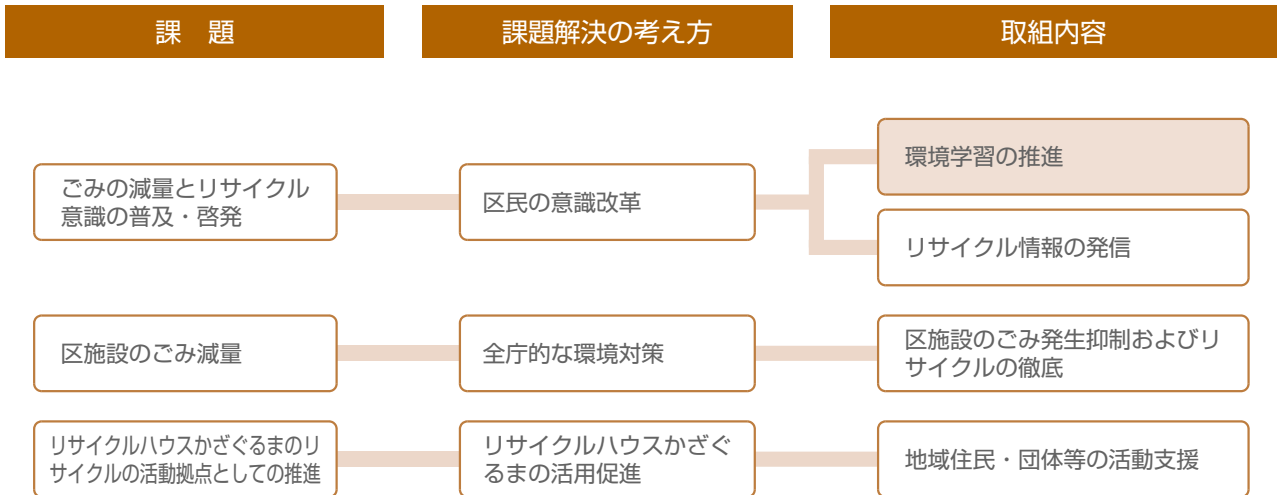
指標名	内 容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
中央区のごみ量	家庭ごみと事業系ごみの1年間当たりの総量	110,092 t	93,293 t	86,071 t

※現状値は、平成22（2010）年度のごみ量となっています。

## 現状と課題

- ごみの分別方法や排出抑制について、区のおしらせや環境情報誌、年齢層に合わせた意識啓発の冊子配布などの取組により、平成23（2011）年度のごみ排出量は平成20（2008）年度と比較して、約2,542 t（6.5%）削減されました。また、平成23（2011）年度の区政世論調査によると、地球温暖化対策への取組の中で「ごみの分別・リサイクルを行っている」と答えた区民は73.5%に上り、区民の環境に対する意識が向上しています。清潔で美しい中央区を次世代まで引き継ぐため、今後ごみの減量とリサイクル意識の普及・啓発を推進するとともに、区自らもごみの減量に努める必要があります。
- リサイクル活動の拠点として、区内2カ所にリサイクルハウスかざぐるまを設置し、リサイクル教室、不用品販売、リサイクル情報の提供などにより、資源の再利用やリサイクル意識の啓発を行っています。環境に配慮したまちづくりを推進するため、リサイクルハウスかざぐるまのリサイクルの活動拠点施設としての機能を充実させる必要があります。

## 課題解決の考え方と取組内容



※  は計画事業

## 課題解決に向けた区の実取組

### (1) 環境学習の推進【計画事業42】

子どもがごみの発生抑制とリサイクルに対する意識を高め、環境にやさしいライフスタイルを身につけられるよう、小学校・幼稚園等で清掃事務所職員の出前による体験学習を実施します。

### (2) リサイクル情報の発信

リサイクルへの理解やごみの発生抑制についての意識を高めるため、広報紙やホームページ等を活用し周知するとともに、わかりやすく、取り組みやすい内容のパンフレット等を作成します。また、清掃・リサイクル施設見学会や講演会について、参加しやすい環境整備や実施内容の充実を図ります。



環境学習

**(3) 区施設のごみ発生抑制およびリサイクルの徹底**

区が率先して環境負荷の低減に取り組むため、環境マネジメントシステムを活用し、職員の意識啓発を図ります。また、区施設や区主催イベントで発生するごみの分別やリサイクルを徹底し、ごみの減量に努めるとともに、「中央区グリーン購入ガイドライン」に基づき、積極的に再生品を利用します。

**(4) 地域住民・団体等の活動支援**

地域住民・団体の活動や育成等の拠点として、リサイクルハウスかざぐるまの活性化を図るとともに、エコまつり等のイベントでは、区民・事業者・区の三者の協働を促進するなど、地域活動の支援を通じ、環境に配慮したまちづくりを推進します。



エコまつり

**事業内容**

**42 環境学習の推進**

	事業目標	事業計画	
		前期 (25~29年度)	後期 (30~34年度)
事 項	・幼稚園 60回 ・小学校等 60回	・幼稚園 30回 ・小学校等 30回	同 左
事業費	—	—	—

※上記は、清掃事務所職員の出前による体験学習の回数を示しています。

## 多様なリサイクルシステムの推進

### 施策の目的（目指す姿）

- 資源回収品目の拡大が図られるとともに、区民が参加しやすいリサイクルルートが確立され、リサイクルへの主体的な取組が行われています。

### 施策の達成状況の目標となる指標

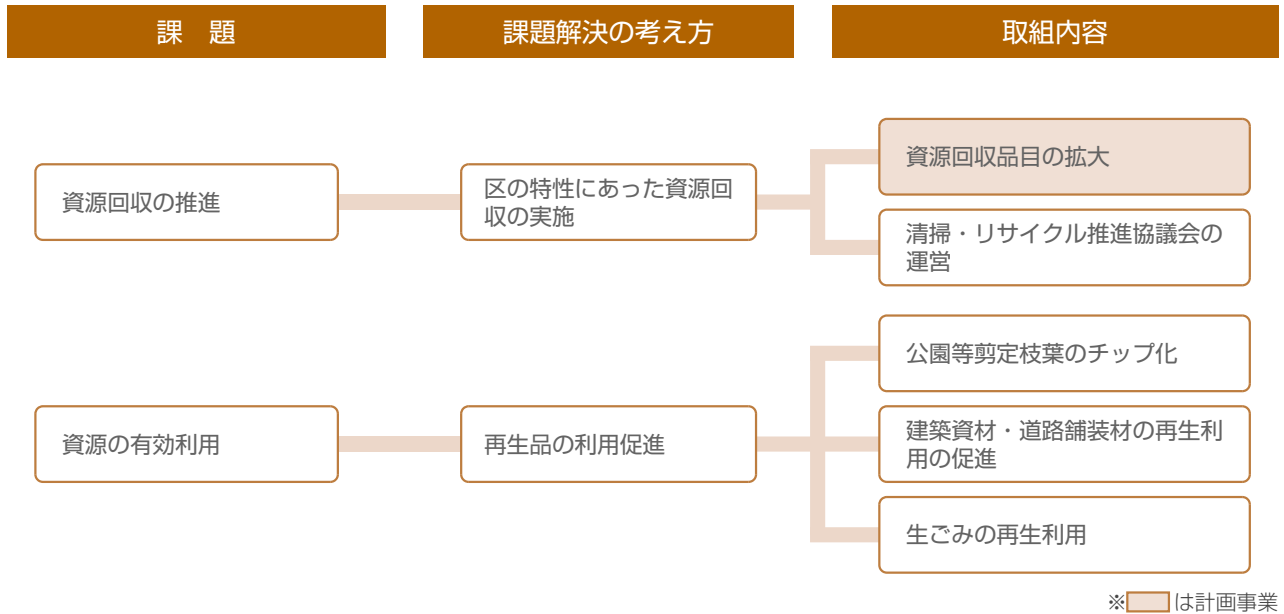
指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
行政回収および集団回収による資源化率	行政回収および集団回収の量が「ごみ」と「資源」の合計に占める割合	22.4%	29.4%	35.3%

※「行政回収および集団回収による資源化率」は平成23（2011）年3月策定の「中央区一般廃棄物処理基本計画」から算出しています。

### 現状と課題

- リサイクルについての普及・啓発活動の結果、プラスチック製容器包装、金属製のなべ・やかん・フライパンやスプレー缶等、それまで廃棄されていたものが新たに資源化され、ごみ減量・資源化の取組が進んでいます。しかし、平成21（2009）年度に実施したごみ排出実態調査によれば、家庭から排出される燃やすごみの中には資源として利用可能なものが約3割、燃やさないごみの中には約2割含まれており、引き続き分別を徹底する必要があります。
- 国において「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成24（2012）年8月に制定されました。また、技術改良が進み、ミックスペーパーの導入等、再生事業者による新たなリサイクルシステムが構築されています。これらの動向を踏まえ、資源回収の推進や資源の有効利用を図るとともに、これまで構築してきたリサイクルシステムの維持・発展に努めることが必要です。

## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の実施

### (1) 資源回収品目の拡大【計画事業43】

使用済み小型電子機器等に含まれる有用金属を再利用するため、国の動向を注視しながら本区の特性に合った方法を検討し、資源回収品目を拡大します。

### (2) 清掃・リサイクル推進協議会の運営

学識経験者、区民、事業者、リサイクル活動団体代表者等で構成する「清掃・リサイクル推進協議会」を開催し、資源の有効活用とごみの発生抑制・減量・適正処理およびリサイクル事業の円滑な推進を図り、環境に配慮した資源循環型清掃事業を実現します。



小学校における拠点回収

総論編

各論編 第1節 思いやりのある安心して暮らすまちをめざして

各論編 第2節 じんあいのあるみんなで快適なまちをめざして

各論編 第3節 にぎわいとあふれるまちをめざして

### (3) 公園等剪定枝葉のチップ化

公園や街路樹などを管理する際に出る剪定枝葉を集めてチップ化し、公園などの土壌改良材に活用するとともに、堆肥化して区民に配布します。

### (4) 建築資材・道路舗装材の再生利用の促進

建設廃棄物の適正処理に努めるとともに、資源の有効利用を推進するため、建設廃材、建設残土、カレット加工品や溶融スラグ（人工砂）等の再生品の利用を促進します。

### (5) 生ごみの再生利用

生ごみのリサイクルルートの構築と環境教育の向上を図るため、区施設から発生する生ごみの堆肥化を行います。また、食育やものの大切さを理解してもらうことを目的に、この肥料を活用して生産された農作物の一部を学校給食で使用します。

## 事業内容

### 43 資源回収品目の拡大

	事業目標	事業計画	
		前期（25～29年度）	後期（30～34年度）
事項	小型電子機器等資源回収品目の拡大	小型電子機器等資源回収品目の拡大	同 左
事業費	—	—	—

## 13-3

## 13 循環型社会

## 地域特性に応じた清掃・リサイクル事業の推進

## 施策の目的（目指す姿）

- 環境負荷の低減が図られ、廃棄物が安全かつ適正に処理されるとともに、ふれあい収集など地域密着型の清掃事業が行われています。

## 施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内 容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
事業者に対する適正排出指導	小規模事業所への年間立入検査数	167件	245件	335件

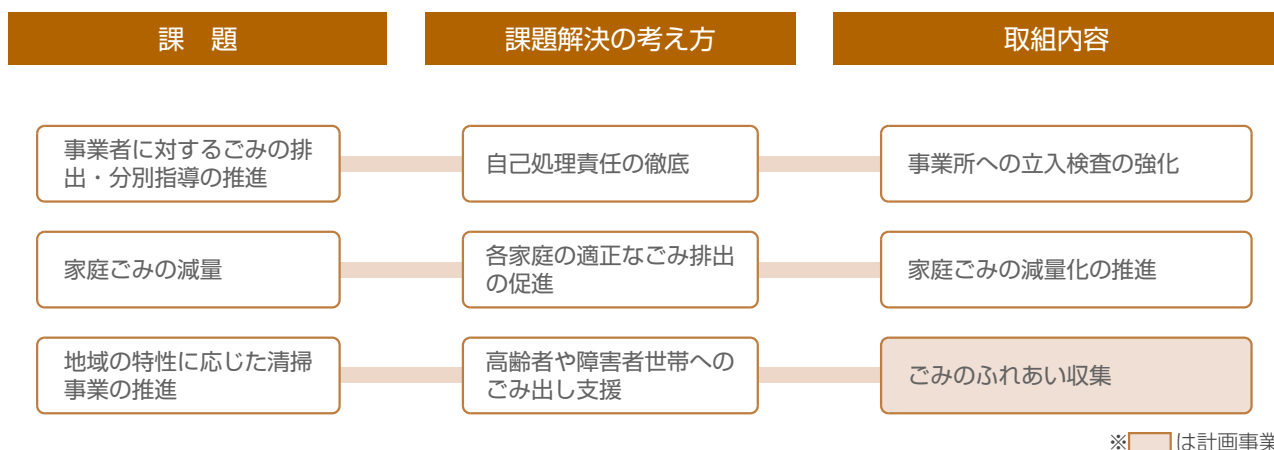
※本立入検査は、延床面積1,000㎡以上3,000㎡未満の事業用建築物を対象としています。

## 現状と課題

- 大規模事業所から提出される「再利用計画書」によると、廃棄物の発生量は、平成22（2010）年度は対前年度比で約3.6%減少し、ごみ排出抑制の取組は着実に進められています。本区のごみ量に占める事業系ごみの割合は86.2%、区収集ごみに限っても56.2%となっており、事業系ごみの適正な処理を進める必要があります。
- 平成21（2009）年度の事業所アンケート調査では、可燃物の処理方法について、「区収集の燃やすごみに出す」と答えた事業所が38.6%となっており、「一般廃棄物処理業者に委託」の34.5%を上回っています。事業者の社会的責任の遵守と地域社会への貢献を促進するため、今後も事業者の自己処理責任の原則に基づき、事業系ごみの適正排出・分別指導を推進する必要があります。
- 家庭から排出される燃やすごみの中で最も大きな割合を占めているのが生ごみであることから、生ごみの発生抑制と減量化等を促進することが重要です。
- 近年、高齢者人口が増加傾向にあることから、高齢者等が安心してごみを排出できる仕組みや地域の安全安心に貢献できる清掃事業を進める必要があります。



## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の取組

### (1) 事業所への立入検査の強化

生ごみの再生利用の促進、雑紙などの資源回収品目の拡大、共同処理方式による紙類の資源化ルートの利用推奨など事業者自らが資源化を推進するよう啓発し、自己処理責任の徹底を図ります。また、再利用計画書等により排出状況を把握・分析した上で、事業所への立入検査を強化します。



排出指導

### (2) 家庭ごみの減量化の推進

買い物時におけるマイバッグ持参の奨励、再使用品の販売や情報誌等による情報の提供など、3Rの普及・促進を図ります。また、家庭から排出される燃やすごみの約4割を占める生ごみについて、食材の買いすぎや食べ残しをしないなどの意識を高めていくとともに、発生した生ごみについては水切り等を奨励し、家庭ごみの減量化を推進します。

### (3) ごみのふれあい収集【計画事業44】

ごみの排出が困難な高齢者や障害者世帯に対し、安否等の確認も含め、職員が玄関先まで訪問して収集を行います。

## 事業内容

### 44 ごみのふれあい収集

	事業目標		事業計画		
			前期(25~29年度)	後期(30~34年度)	
事項	ふれあい収集登録者	40人増	ふれあい収集登録者	20人増	同左
事業費	—		—		—

# 14 道路・交通

## 現状と課題

道路・交通は、区民生活や経済・社会活動において不可欠なインフラであり、その整備と円滑な運用を図るとともに、安全・安心への配慮や、環境問題、災害等への対応などが求められます。

本区は、都心区として道路の整備が進んでおり、道路率は平成24(2012)年4月現在で約29%と、23区の中で最も高くなっています。また、交通については、J Rや地下鉄が高密度に整備されており、バス路線網も都営バスの運行に加えて、平成21(2009)年12月より、中央区コミュニティバス「江戸バス」が運行するなど、公共交通の利便性を高めてきました。一方、平成23(2011)年11月には定住人口が12万人を超え、今後も晴海地区等の臨海部を中心に人口増加が予想される中で、地域における交通課題への対応や東日本大震災を教訓とした震災時における道路機能の維持等が求められています。これらの状況を踏まえ、増加する交通需要への対応、交通弱者等の移動の支援、交通手段の適切な分担などの交通課題の解決や、商業・観光資源を活用したまちの魅力向上を図るため、平成24(2012)年6月に「中央区総合交通計画」を策定しました。今後はこの計画に基づき、歩道のセミフラット化などバリアフリー化の推進や駐輪場整備等による放置自転車対策の推進、運行ルートの改善によるコミュニティバスの利便性向上、都心部と臨海部を結び定時性、速達性のあるB R TやL R T等の基幹的交通システムの整備を進める必要があります。

また、東日本大震災を受け、さらなる電線類等の地中化や橋りょう等の耐震性向上などが求められています。このため「中央区無電柱化計画」や「中央区橋梁長寿命化修繕計画」などを推進し、災害に強いみちづくりを進めることが重要です。

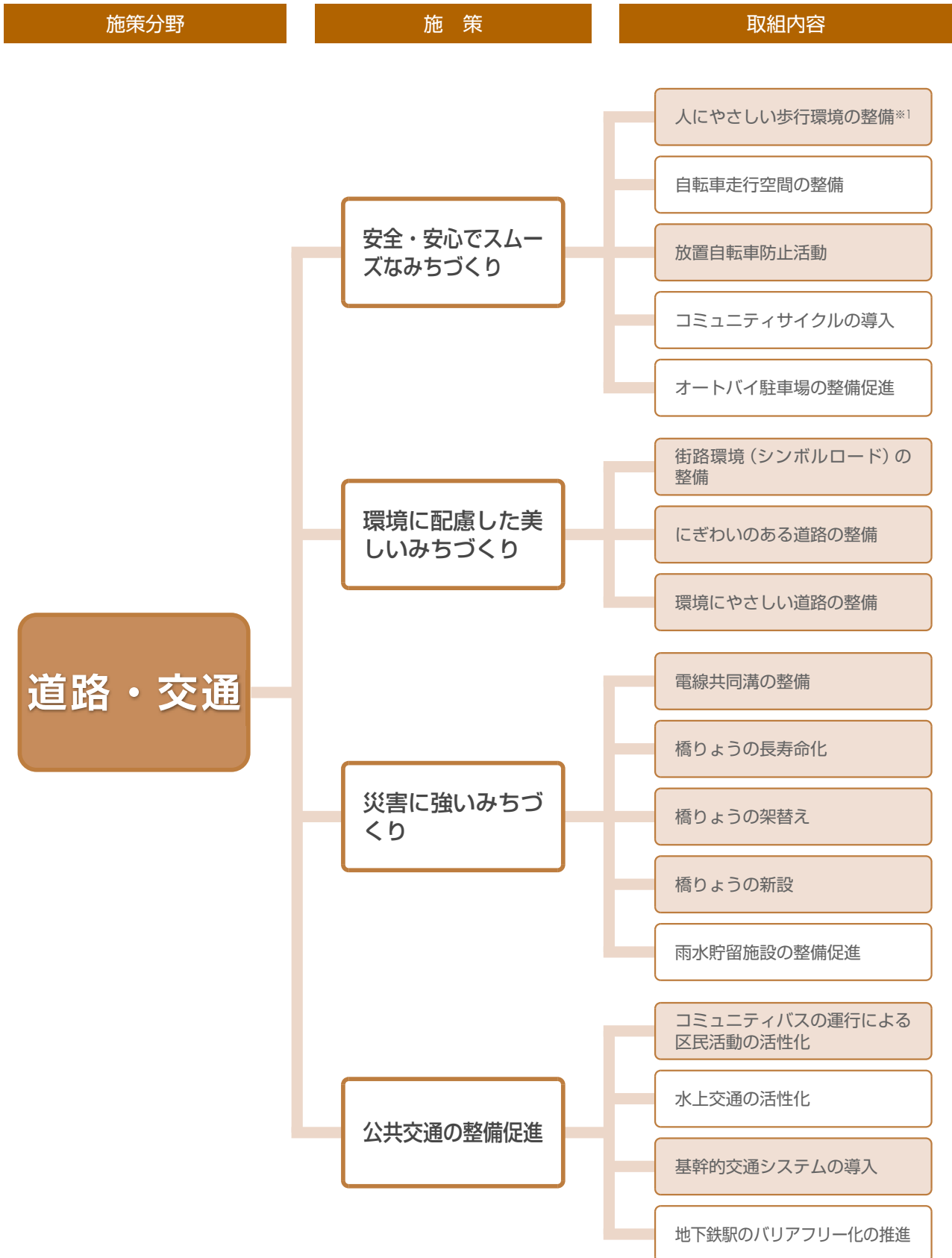
※B R T：Bus Rapid Transitの略で、専用走行空間の導入など走行環境の改善によりバスの定時性や速達性を確保し、都市内の基幹的な交通システムの役割を担うバスシステム

※L R T：Light Rail Transitの略で、低床式車両(L R V)の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システム

## 今後の方向性

- 歩道のバリアフリー化や放置自転車対策を推進し、誰もが安全・安心に移動できる道路環境を整備します。
- 都心にふさわしい風格ある美しいみちづくりや環境負荷の低減を図るための環境にやさしい道路整備を推進します。
- 災害時の安全性確保が図られた、災害に強い都市基盤整備を進めます。
- 公共交通の整備と利用促進を図り、地域間や地区内の回遊性を高めます。

# 施策の体系



※□は計画事業

※1 福祉のまちづくりにおいて一部再掲

## 安全・安心でスムーズなみちづくり

## 施策の目的（目指す姿）

- 歩道のバリアフリー化などの道路整備や、駐輪場整備、放置自転車対策等により、高齢者や障害のある方のみならず、誰もが安全・安心に移動できる道路環境が形成されています。

## 施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
バリアフリーの基準を満たす歩道の設置率	歩道がある道路のうち幅員が2.0m以上の歩道の割合	81.6%	83.7%	85.7%
交差点部における歩道のバリアフリー化率	歩道が平坦化されている箇所の割合	56.9%	59.4%	61.9%

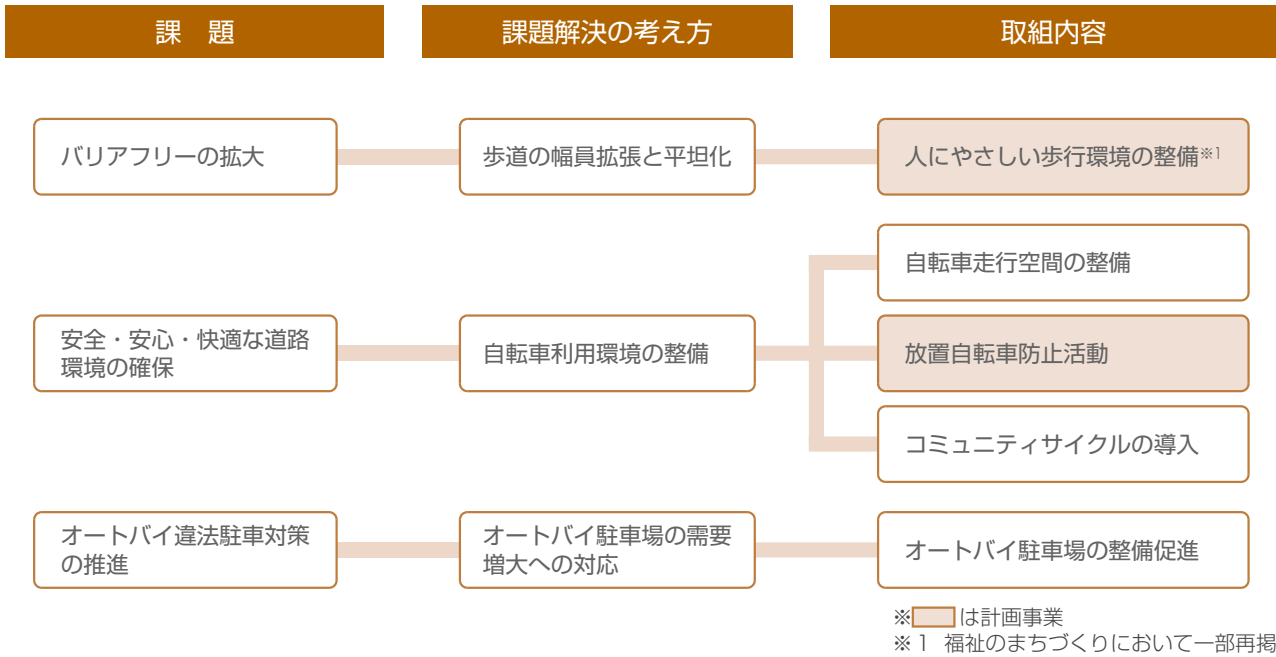
## 現状と課題

- 歩道を拡幅するとともに、マウントアップ方式の歩道をセミフラット方式にするなど、段差・傾斜の改善を進めています。平成22(2010)年度の区政世論調査では、外出する際に不便に思うこととして、「建物や駅などの階段(52.4%)」に次いで、「歩道の広さや歩道上の障害物(38.1%)」、「歩道の段差(30.8%)」が高い割合となっていることから、引き続き歩道のバリアフリー化を積極的に推進する必要があります。
- 区立駐輪場は、16駅周辺に19カ所を整備していますが、未整備駅を中心に放置自転車が多く見られることから、今後、駐輪場の整備など放置自転車対策を推進することが必要です。
- オートバイ駐車場は、自動車駐車場の転用などにより、5カ所145台を整備しています。しかしながら、平成24(2012)年度の区内のオートバイの路上駐車台数は988台と多い状況にあります。オートバイの違法駐車は、歩行者の通行障害や事故の原因、まちの景観の悪化につながることから、整備を推進する必要があります。

※マウントアップ方式：車道と歩道との間に縁石ブロックによる段差(標準15cm)を設け、車両と歩行者の分離を図る方式。沿道駐車場への乗り入れ部分や横断歩道等の接続部において、歩道の高さを下げるための勾配が生じてしまう。

※セミフラット方式：車道と歩道との間にほとんど段差を設けず、縁石ブロックで車両と歩行者の分離を図る方式。沿道駐車場への乗り入れ部分や横断歩道等の接続部による勾配はほとんど生じないなど、バリアフリーに対応した歩道構造。

## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の取組

### (1) 人にやさしい歩行環境の整備【計画事業45】

※福祉のまちづくりにおいて一部再掲

誰もが安全で安心して参加できる社会の環境整備の一環として、歩道の拡幅や段差の解消など、道路空間のバリアフリー化を推進します。



歩道のセミフラット化

### (2) 自転車走行空間の整備

自転車による交通事故を防止するため、交通管理者をはじめとする関係機関と協議・調整しながら、自転車走行空間の確保を図ります。

### (3) 放置自転車防止活動【計画事業46】

歩行者の通行障害やまちの美観を損ねるなどの要因となっている放置自転車をなくすため、駐輪場を整備するとともに、放置自転車禁止区域の指定などにより撤去業務を強化します。



歩道を活用した駐輪場整備

### (4) コミュニティサイクルの導入

自動車から自転車への転換、放置自転車の解消、観光振興の観点などから、コミュニティサイクルの導入検討を行います。

**(5) オートバイ駐車場の整備促進**

オートバイ駐車場の需要増大に対し、民間事業者による整備を促進するとともに、区営駐車場の一部転用等による整備を図ります。

**事業内容****45 人にやさしい歩行環境の整備**

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道拡幅 3,610m</li> <li>・歩道新設 210m</li> <li>・歩道のセミフラット化 5,405m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道拡幅 1,395m</li> <li>・歩道新設 210m</li> <li>・歩道のセミフラット化 2,950m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道拡幅 2,215m</li> <li>・歩道のセミフラット化 2,455m</li> </ul>
事業費	1,290	551	739

**46 放置自転車防止活動**

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共による駐輪場整備</li> <li>・民間による公共駐輪場整備 2カ所</li> <li>・保管場所の整備 2カ所</li> <li>・放置禁止区域指定 1カ所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査、検討、計画策定、公共による駐輪場整備</li> <li>・民間による公共駐輪場整備 1カ所</li> <li>・保管場所の整備 2カ所</li> <li>・放置禁止区域指定 1カ所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共による駐輪場整備</li> <li>・民間による公共駐輪場整備 1カ所</li> </ul>
事業費	18	18	—

## 環境に配慮した美しいみちづくり

## 施策の目的（目指す姿）

- 景観に配慮したデザイン性の高い歩道や照明、街路樹など豊かな緑が整備されるとともに、遮熱性舗装や低騒音舗装等、環境に配慮した美しいみちが形成されています。

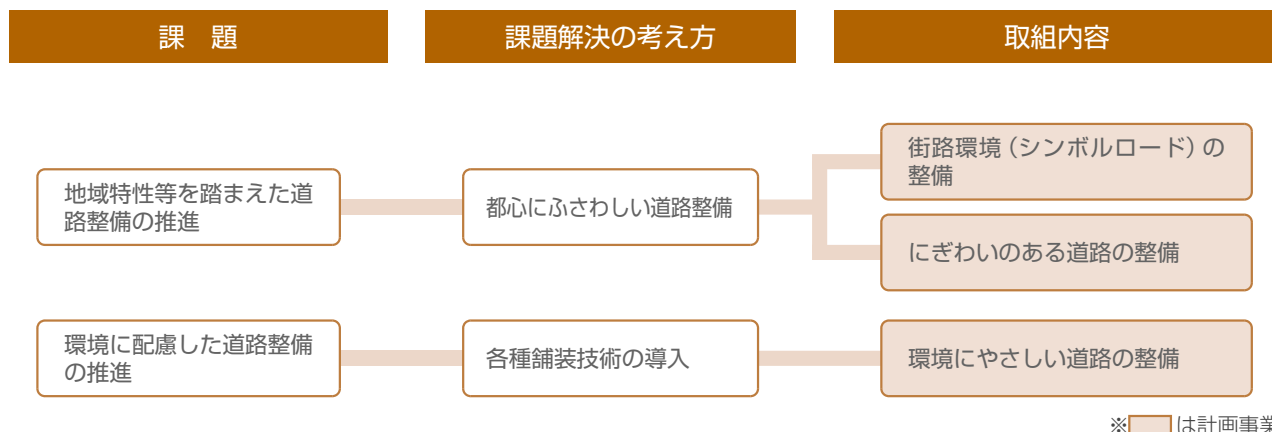
## 施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
低騒音舗装整備率	低騒音舗装整備路線に係る整備割合	30.1%	47.2%	56.1%
遮熱性舗装整備率	遮熱性舗装整備路線に係る整備割合	45.3%	74.0%	79.5%

## 現状と課題

- 本区では、都心にふさわしい風格ある美しい道路の形成を図るため、街路環境（シンボルロード）の整備を進めています。また、商業・観光振興の観点から、地域の活性化に資するにぎわいのある道路の整備を図っています。今後も、地域住民の声を反映しながら、地域の特性を踏まえた道路整備を進めていく必要があります。
- 近年、都市部においては、集中豪雨の発生や熱帯夜が増加しており、その要因として地球温暖化やヒートアイランド現象などの進行があげられています。これらの解消を図るため、緑化や遮熱性舗装など、環境に配慮したみちづくりが必要です。

## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の実施

### (1) 街路環境（シンボルロード）の整備【計画事業47】

広幅員の道路を地域の特性を生かしながら、都心にふさわしい緑豊かなシンボル空間となるよう街路環境を整備します。

### (2) にぎわいのある道路の整備【計画事業48】

都心・中央区にふさわしい、にぎわいを創出する上質な通行空間の形成を図り、商業・観光振興に資する道路整備を推進します。

### (3) 環境にやさしい道路の整備【計画事業49】

ヒートアイランド現象の緩和や交通騒音の抑制を図るため、低騒音舗装や遮熱性舗装、車道透水性舗装など環境にやさしい道路整備を推進します。



にぎわいのある道路整備



## 事業内容

### 47 街路環境（シンボルロード）の整備

（単位：百万円）

	事業目標		事業計画	
			前期（25～29年度）	後期（30～34年度）
事項	整備完了路線数	1路線	1路線	—
事業費	250		250	—

### 48 にぎわいのある道路の整備

（単位：百万円）

	事業目標		事業計画			
			前期（25～29年度）	後期（30～34年度）		
事項	道路整備	10,080㎡	道路整備	5,340㎡	道路整備	4,740㎡
事業費	387		206		182	

### 49 環境にやさしい道路の整備

（単位：百万円）

	事業目標		事業計画				
			前期（25～29年度）	後期（30～34年度）			
事項	・低騒音舗装	39,840㎡	・低騒音舗装	25,240㎡	・低騒音舗装	14,600㎡	
	・低騒音舗装（開発）	1,070㎡	・低騒音舗装（開発）	1,070㎡		・遮熱性舗装	6,440㎡
	・遮熱性舗装	31,750㎡	・遮熱性舗装	25,310㎡		・車道透水性舗装	5,000㎡
	・車道透水性舗装	10,000㎡	・車道透水性舗装	5,000㎡			
事業費	870		603		267		

## 災害に強いみちづくり

## 施策の目的（目指す姿）

- 電線類等の地中化や橋りょうの予防保全の推進により、災害時の緊急輸送道路や避難ルートの安全性が高まるなど、災害に強い都市基盤が形成されています。

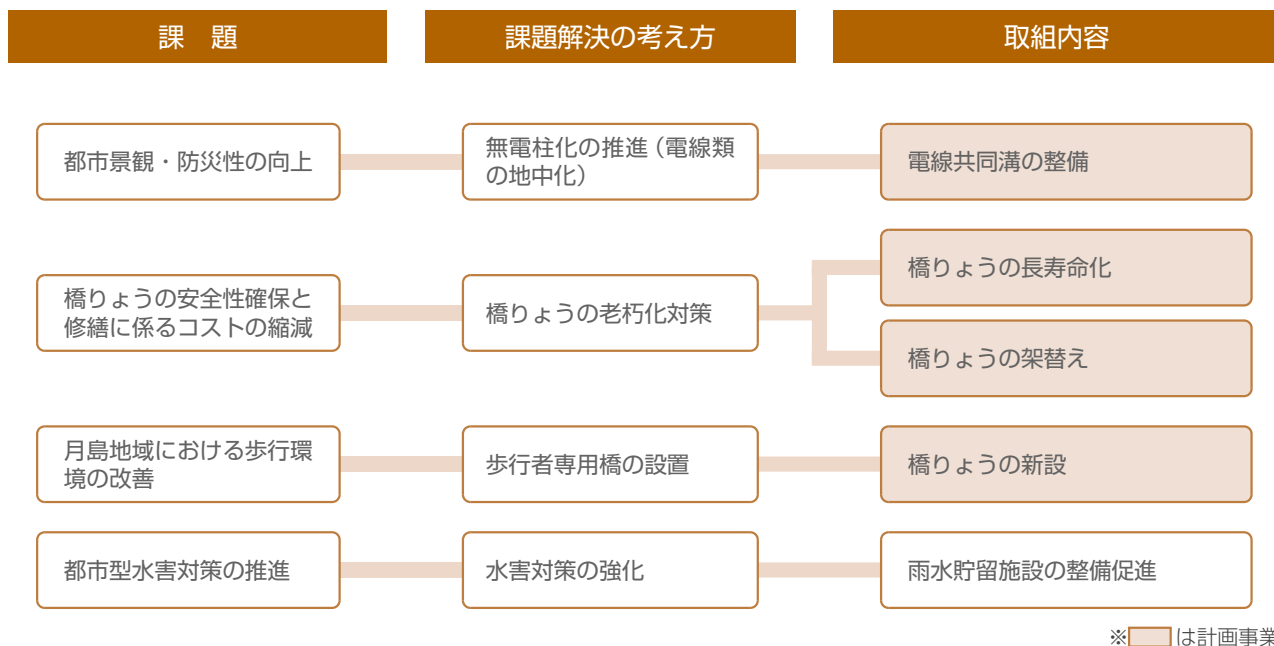
## 施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
無電柱化率	区内の道路延長に対する電線類を地中化している道路延長の割合	42.7%	44.1%	45.3%

## 現状と課題

- 本区の無電柱化率は42.7%（平成23（2011）年度）であり、23区中1位の整備率となっています。東日本大震災を受け、さらなる電線類等の地中化による災害時の緊急輸送道路の確保や、避難ルートの安全性が求められています。災害に強い都市基盤の形成や都市景観の向上に向け、「中央区無電柱化計画」に基づき、無電柱化を推進する必要があります。
- 区が管理する橋りょうの耐震対策については、現在、架替え中の西仲橋、新島橋を除き完了していますが、約6割の橋りょうが建設後50年を経過するなど、高齢化が進んでいます。このため、「中央区橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な架替えや予防的な修繕を実施することにより、安全性の確保と修繕等に係るコストの縮減、更新時期の平準化を図る必要があります。
- 月島地域においては、再開発事業等の進展に伴い、歩行者交通量の増加や運河沿いの行き止まり道路における災害時の避難路確保が課題となっています。今後も、再開発事業等の進展による就労人口や居住人口の増加が見込まれることから、歩行環境の改善が必要です。
- 建築物の高密化による雨水流出量の増加や、ヒートアイランド現象等による局地的な集中豪雨（ゲリラ豪雨）の発生など、都市型水害に対応するため、地下街や地下鉄駅などの浸水対策が必要です。

## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の取組

### (1) 電線共同溝の整備【計画事業50】

災害に強い都市基盤の整備や都市景観の向上等の観点から、無電柱化を推進します。



電線類の地中化（施工前）



電線類の地中化（施工後）

### (2) 橋りょうの長寿命化【計画事業51】

橋りょうの安全性の確保と修繕に係るコストの縮減などを図るため、予防保全により、橋りょうの長寿命化を図ります。

※予防保全：劣化が進行する前に計画的に補修を行うこと

※事後保全：対症的に劣化箇所の補修を行うこと

### (3) 橋りょうの架替え【計画事業52】

災害時における避難ルートの確保や区民等の安全確保を図るため、老朽化が進行している橋りょうについて、計画的な架替えを行います。

**(4) 橋りょうの新設【計画事業53】**

歩道の混雑緩和や朝潮運河沿いの行き止まり道路の解消による災害時の避難路確保など、月島地域における歩行環境の改善を目的とした歩行者専用橋を新設します。

**(5) 雨水貯留施設の整備促進**

東京都に雨水貯留施設の整備を要請するとともに、公共施設や再開発事業に伴う雨水貯留施設の設置を促進します。

**事業内容****50 電線共同溝の整備**

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期(25～29年度)	後期(30～34年度)
事項	・電線共同溝の整備 3,410m ・再開発事業等による整備 1,290m	・電線共同溝の整備 1,570m ・再開発事業等による整備 890m	・電線共同溝の整備 1,840m ・再開発事業等による整備 400m
事業費	4,161	2,011	2,151

**51 橋りょうの長寿命化**

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期(25～29年度)	後期(30～34年度)
事項	・橋りょうの長寿命化修繕 34橋 ・横断歩道橋の長寿命化修繕 6橋	・橋りょうの長寿命化修繕 17橋 ・横断歩道橋の長寿命化修繕 3橋	同左
事業費	1,473	781	693

**52 橋りょうの架替え**

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期(25～29年度)	後期(30～34年度)
事項	橋りょうの架替え 3橋	橋りょうの架替え 2橋	橋りょうの架替え 1橋
事業費	3,389	2,244	1,145

**53 橋りょうの新設**

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期(25～29年度)	後期(30～34年度)
事項	歩行者専用橋の整備 2橋	歩行者専用橋の整備 1橋	同左
事業費	1,858	1,475	384

## 公共交通の整備促進

## 施策の目的（目指す姿）

- 臨海部と都心部が、定時性や速達性の確保された交通手段で結ばれ、地域間や地区内の回遊性が向上しています。
- 鉄道駅のバリアフリー化などにより交通環境が整備され、高齢者や子育て世代を含め、誰もが行きたいところに安全・安心に出かけることができます。
- 電気自動車の普及などにより、運輸部門における二酸化炭素排出量が削減され、環境負荷が軽減されています。

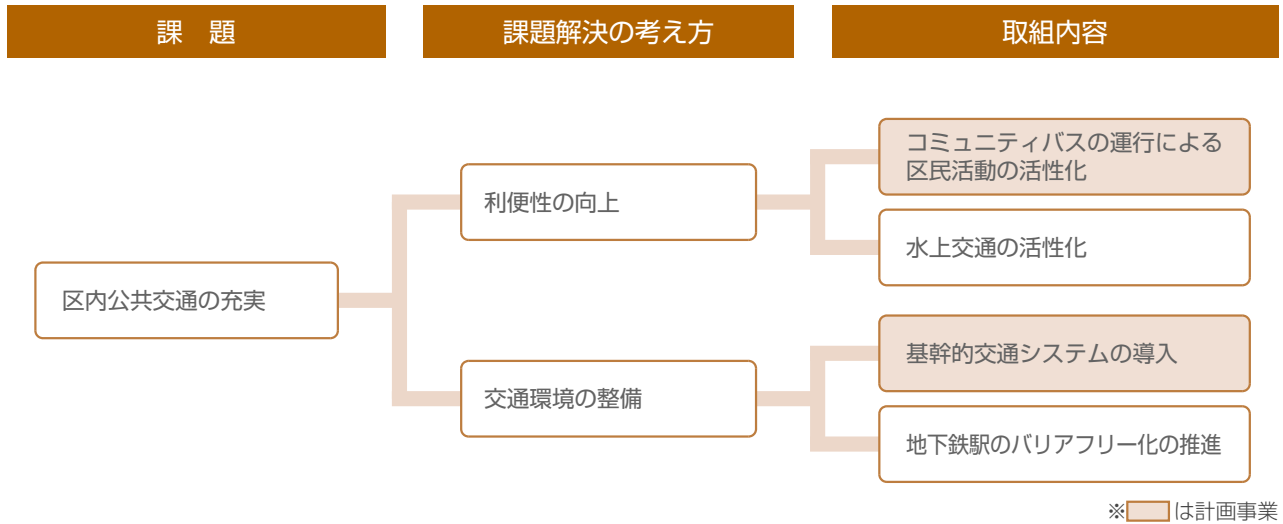
## 施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
地下鉄駅のバリアフリー化率	区内地下鉄駅のうち、エレベーター・エスカレーター等のバリアフリー施設が地上から乗り場まで整備されている割合	75.0%	89.3%	100%

## 現状と課題

- コミュニティバス「江戸バス」は、毎年利用者が増加するなど区民の足として定着が図られてきていますが、「逆廻りルート」など運行ルートに対する改善要望があります。このため、ルート見直しなどを含めた適切な運用を行う必要があります。
- 本区には、地下鉄やバスなどによる高密な公共交通網が整備されていますが、人口増加が著しい晴海や勝どき地区の一部などは鉄道の空白域となっています。このため、銀座地区など都心部と臨海部を結ぶ、定時性、速達性のある基幹的交通システムを導入する必要があります。

## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の実施

### (1) コミュニティバスの運行による区民活動の活性化【計画事業54】

江戸バスの利便性向上を図るため、運行ルートの改善に取り組み、高齢者の外出機会の促進など区民活動の活性化を推進します。また、車両の入れ替え時期に合わせて、技術開発の進展の状況を見ながら、より一層環境に配慮した車両の導入を図ります。



江戸バス

### (2) 水上交通の活性化

水上交通事業者による日本橋や朝潮運河などの船着場を起点とする区内および周辺区との新たな舟運ルートの開設を促進するなど、水上交通の活性化を図ります。

### (3) 基幹的交通システムの導入【計画事業55】

都心部（銀座）と臨海部を結ぶ定時性、速達性のあるBRTやLRTの導入を推進します。

### (4) 地下鉄駅のバリアフリー化の推進

区内の鉄道駅すべてにエレベーターやエスカレーター等のバリアフリー施設が整備されるよう鉄道事業者等に要請します。

総論編  
各論編 第1節  
各論編 第2節  
各論編 第3節

思いやりのある  
安心して暮らすまちをめざして

思いやりのある  
安全で快適なまちをめざして

にぎわいとふれあいのある  
躍動するまちをめざして

## 事業内容

### 54 コミュニティバスの運行による区民活動の活性化

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバスの運行</li> <li>・サービス改善</li> <li>・環境配慮型バス車両の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバスの運行</li> <li>・サービス改善</li> <li>・環境配慮型バス車両の導入検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバスの運行</li> <li>・サービス改善</li> <li>・環境配慮型バス車両の導入</li> </ul>
事業費	1,878	489	1,389

### 55 基幹的交通システムの導入

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹的交通システム導入に関する調査</li> <li>・基幹的交通システムの運行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹的交通システム導入に関する調査</li> <li>・基幹的交通システムの運行</li> </ul>	基幹的交通システムの運行
事業費	—	—	—

# 15 防災・危機管理

## 現状と課題

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災の発生は、わが国に大きな被害をもたらし、直接的な被害のみならず、サプライチェーンの寸断や情報インフラの機能不全、計画停電、生活必需品の買占めなどにより、国民の生活に大きな影響を及ぼしました。

本区においては、大規模な被害はなかったものの、帰宅困難者への対応、防災拠点の円滑な運営などの課題が明らかになりました。なかでも、多くの都市機能が集積する本区は、事業所数約4万1千、従業者数約74万6千人と膨大な昼間人口を抱えており、平成24(2012)年4月に東京都から示された新たな被害想定によれば、本区内の帰宅困難者数は約30.9万人に上ることが想定されており、その対策が喫緊の課題となっています。

本区では、「中央区地域防災計画」に基づき、災害時に防災拠点の運営を円滑に進めるため、区内23カ所すべての防災拠点にそれぞれの地域の町会・自治会や防災区民組織が主体となって運営する「防災拠点運営委員会」(21委員会)を結成し、災害に備えた地域の協力体制を確立しています。今後は、これら地域の防災拠点の体制を整備し、国や東京都の政策との対応を図りつつ、防災施策を推進することが求められます。

また、防犯についても、区民生活の安全を守るために防災と並んで重要です。全国的には近年、凶悪な事件や子ども・高齢者を狙った犯罪の報道が目立ち、インターネット等を悪用した新たな手法による犯罪も発生しています。警視庁の統計によると、本区における刑法犯発生件数は年々減少しているものの、地域コミュニティが希薄化しつつあることから、関係機関と連携し、地域ぐるみでの防犯対策を強化することで、犯罪を未然に防ぐことが求められます。

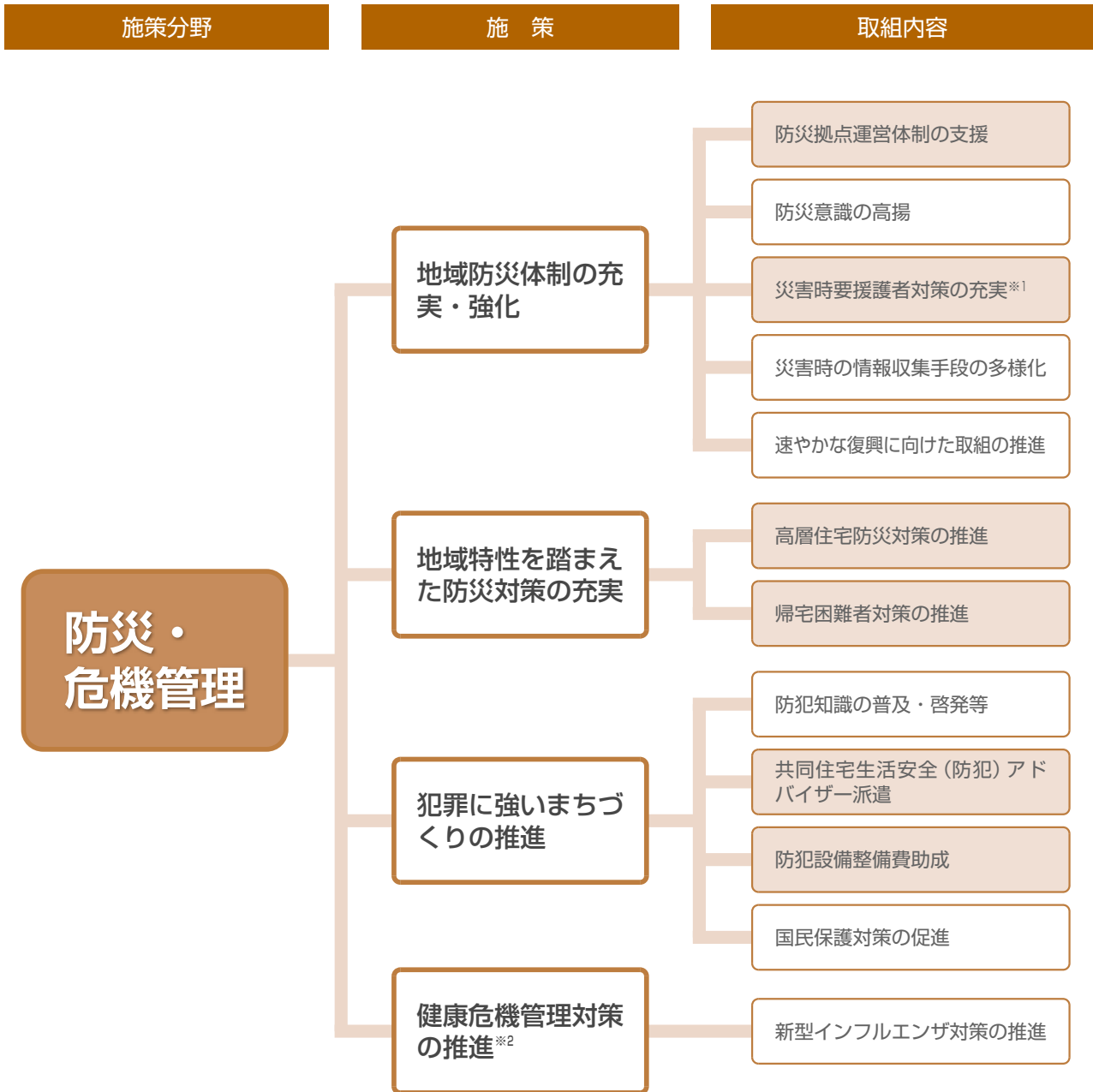
また、国際情勢も緊張状態にあり、区民の安心・安全な生活を脅かす脅威が生じています。これらへの対応として、国や東京都の国民保護措置を踏まえ、正確な情報の把握と区民への迅速な周知体制を確立することが必要です。

## 今後の方向性

- 地域住民一人ひとりが自助・共助のもと、連携・協力して防災や災害時対応を行うことができるよう、体制整備や適切な情報提供などに取り組みます。
- 集合住宅居住者の割合の高さや昼間人口の多さから被災時に多くの帰宅困難者の発生が予測されることなど、本区の地域特性に応じた防災対策を推進します。
- 犯罪を未然に防ぎ、区民が安心して生活できるよう、アドバイザー派遣や助成制度の活用などを進め、地域ぐるみで犯罪に強いまちづくりを進めます。



# 施策の体系



※  は計画事業

※ 1 福祉のまちづくりにおいて別掲

※ 2 保健医療において別掲

## 地域防災体制の充実・強化

## 施策の目的（目指す姿）

- 地域住民一人ひとりが防災意識を持ち、互いに協力し合う体制が確立され、災害時に迅速に対応できるようになっています。
- 高齢者や障害のある方など、災害時に自分の身を守ることや一人で避難や生活することが難しい災害時要援護者に対する支援策や、適切な医療を受けられる体制が整ってきています。
- 地域防災無線をはじめとする情報の収集・伝達手段がさらに多様化・充実し、区民等が安心して暮らせるようになっています。
- 区民生活および都市機能の復興を円滑に行うため、復興計画策定に向けた取組が進展しています。

## 施策の達成状況の目標となる指標

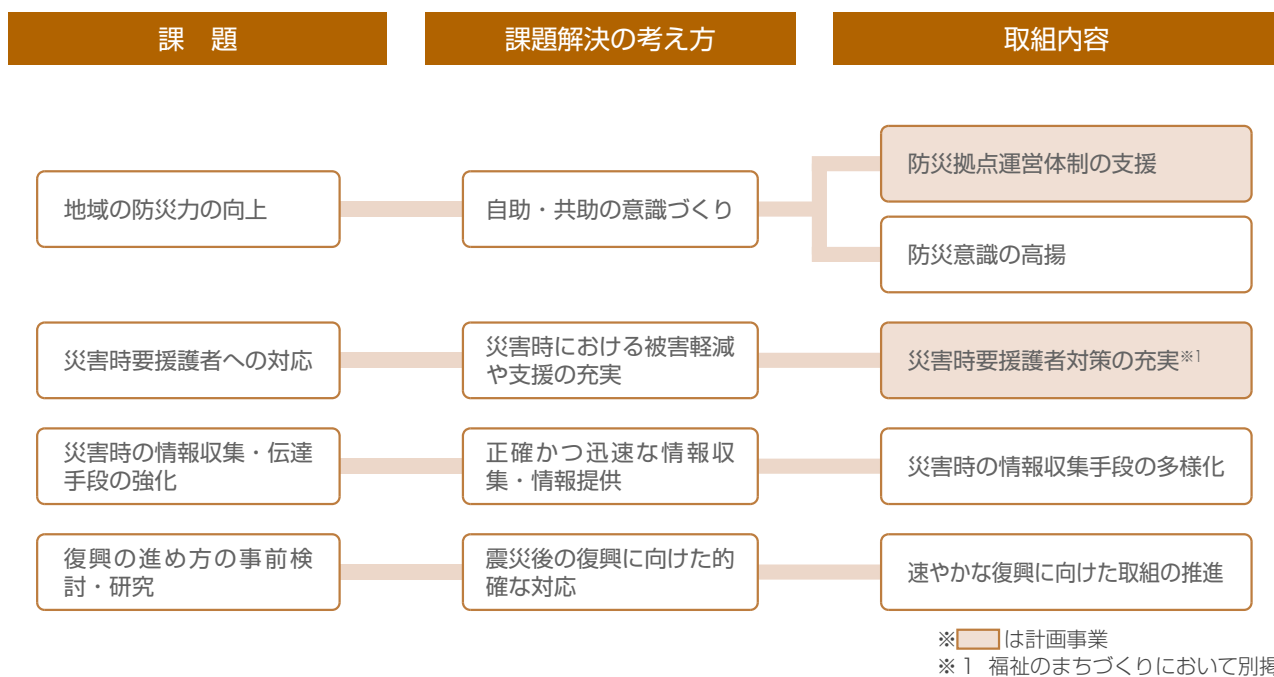
指標名	内 容	現状値 (平成23年度)	目標値				
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)			
家庭内で災害に対する備えを実施している区民の割合	飲料水・食糧の備蓄など家庭での災害に対する備えをしている区民の割合	水	67.7%	水	70.0%	水	80.0%
		食糧	58.9%	食糧	70.0%	食糧	80.0%
		家具類の転倒防止	40.1%	家具類の転倒防止	60.0%	家具類の転倒防止	60.0%
防災拠点の認知度	防災拠点を「知っている」区民の割合	60.2%	70.0%	80.0%			

※現状値は「平成24（2012）年度中央区政世論調査」の結果を活用しています。

## 現状と課題

- 区政世論調査によると、防災拠点の認知度は「知っている」が約6割にとどまっており、区民に十分に認知されているとはいえない状況です。このため、区民への周知活動の強化による認知度の向上や防災拠点運営委員会の活動体制の強化を進め、地域の防災力の向上を図る必要があります。
- 高齢者や障害のある方等の災害時要援護者の支援が有効に行えるよう、地域住民の連携による安否確認や、実効性の高い避難誘導・支援を行う体制の整備が必要です。
- 本区は、高層建築物が立ち並んでいることから、防災行政無線からの情報が届きにくい環境にあります。このため、防災行政無線の機能向上や重層的な情報伝達手段を構築し、区民等に適切に情報が行き渡るよう対応する必要があります。
- 大災害を被った場合に、区民の一日も早い生活の安定と都市機能の回復を図るため、円滑で計画的な復興の進め方を事前に検討・研究しておく必要があります。

## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の取組

### (1) 防災拠点運営体制の支援【計画事業56】

町会・自治会や防災区民組織が主体となった防災拠点運営委員会の防災訓練をはじめ、活動マニュアルの更新や事務局機能を支援し、運営体制の活性化を図ります。

### (2) 防災意識の高揚

防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などを通して、区民の防災意識の高揚を図ります。



防災拠点訓練の様子

### (3) 災害時要援護者対策の充実

※福祉のまちづくりにおいて別掲

### (4) 災害時の情報収集手段の多様化

災害時において、区民等に迅速かつ正確な情報提供を行うため、全国瞬時警報システムの運用など防災関係機関との情報伝達の強化を図るとともに、緊急告知ラジオ、ホームページによるリアルタイム配信、安全・安心メールの充実など、さまざまな情報伝達ツールを活用します。

### (5) 速やかな復興に向けた取組の推進

震災後の区民生活の計画的かつ速やかな復興を推進するため、東日本大震災における被災地の復興事例などを調査・研究し、復興計画策定につなげます。

## 事業内容

## 56 防災拠点運営体制の支援

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期(25～29年度)	後期(30～34年度)
事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点訓練の年間参加者数 4,500人</li> <li>・各防災拠点運営委員会活動マニュアルの更新 21カ所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点訓練の年間参加者数 4,000人</li> <li>・各防災拠点運営委員会活動マニュアルの更新 21カ所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点訓練の年間参加者数 4,500人</li> <li>・活動マニュアルの適宜更新</li> </ul>
事業費	335	168	168

## 地域特性を踏まえた防災対策の充実

### 施策の目的（目指す姿）

- 住民自身による高層住宅防災マニュアルの作成が進み、高層マンションにおける防災体制やコミュニティが形成されています。また、高層マンション居住者と地域住民とが連携して行う防災訓練などにより、相互理解が進んでいます。
- 防災備蓄など必要な取組が促進され、被災後も高層マンション内での生活が継続できるようになっています。
- 東京都、区、事業者それぞれの適切な役割分担に基づく帰宅困難者対策の体制の構築や民間事業者による帰宅困難者支援施設の設置が進み、在勤者や来街者などさまざまな人々の安全が確保できる状況が整っています。

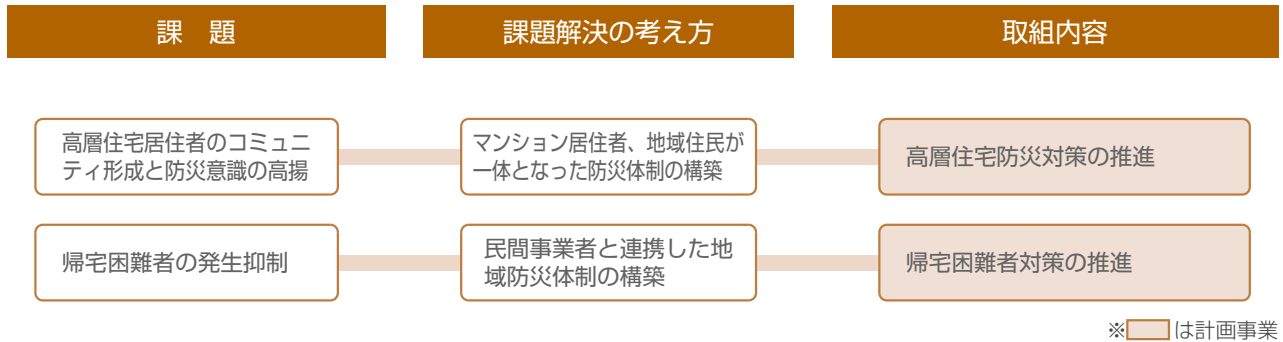
### 施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
帰宅困難者支援施設の整備状況	再開発事業等による「帰宅困難者一時待機スペース」「防災備蓄倉庫」を整備した施設(累計)	2施設	16施設	21施設

### 現状と課題

- 本区では、集合住宅に居住する世帯が全世帯の約88%を占めています。こうした中、同階居住者を「ほとんど知らない人」が集合住宅居住者の約5割となっているなど、居住者のコミュニティ意識や連帯感が高いとはいえない状況です。他方、集合住宅は耐震性が高く、自宅内の防災対策が進めば被災後も自宅での生活継続が可能と見込まれます。このため、災害時に地域が連携できる体制づくりに向けた取組や、一人ひとりの防災意識の高揚、自宅内の防災対策の推進に向けた取組が必要です。
- 本区の昼夜間人口比率は493.6で、全国2番目に高く、区外からの流入人口が多いことが特徴です(平成22(2010)年国勢調査)。また、平成24(2012)年4月に東京都から示された新たな被害想定によると、最大震度7の地域が出るとともに震度6強の地域が広範囲に及ぶような地震規模の際には、本区内の帰宅困難者数は約30.9万人にも上ると予測されています。このため、被災時の帰宅困難者の発生抑制と適切な対応を進められるよう、東京都、民間事業者等との連携・協力体制を構築していくことが必要です。

## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の実施

### (1) 高層住宅防災対策の推進【計画事業57】

高層住宅の災害対応力を強化するため、防災アドバイザーの派遣や講習会の開催等を通じて、防災マニュアルの作成を定着させるとともに、防災マニュアルを作成済みのマンションに対しても、居住環境の変化等に応じて適宜マニュアルを更新するよう取り組みます。

また、高層住宅居住者と地域住民とが連携する防災訓練の実施など、地域が一体となって防災力の向上を図る取組を促進します。



高層住宅防災対策震災時活動マニュアル策定の手引き



高層住宅居住者と周辺住民が連携した防災訓練

### (2) 帰宅困難者対策の推進【計画事業58】

東京都と区の役割分担やその責任を明確にし、事業所、鉄道事業者、警察・消防等の関係機関との連携のもと、帰宅困難者対策を進めていきます。

帰宅困難者支援施設については、その円滑な運用と災害時の対応を検討する「中央区帰宅困難者支援施設運営協議会」の運営を支援し、民間事業者等による「自助」および地域内での「共助」、民間事業者と行政の連携を図り、地域防災体制の構築を図ります。

## 事業内容

### 57 高層住宅防災対策の推進

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション防災マニュアルの作成 40棟</li> <li>・防災アドバイザーの派遣や講習会の開催</li> <li>・高層住宅居住者と地域住民とが連携する防災訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション防災マニュアルの作成 20棟</li> <li>・防災アドバイザーの派遣や講習会の開催</li> <li>・高層住宅居住者と地域住民とが連携する防災訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション防災マニュアルの作成 20棟</li> <li>・防災アドバイザーの派遣や講習会の開催</li> <li>・高層住宅居住者と地域住民とが連携する防災訓練の実施</li> </ul>
事業費	42	21	21

### 58 帰宅困難者対策の推進

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者に係る協議会の運営支援</li> <li>・支援施設防災訓練</li> <li>・地域防災無線の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者支援施設運営協議会の運営支援</li> <li>・支援施設防災訓練</li> <li>・地域防災無線の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の運営支援</li> <li>・支援施設防災訓練</li> <li>・地域防災無線の整備</li> </ul>
事業費	143	64	80

## 15-3

## 15 防災・危機管理

## 犯罪に強いまちづくりの推進

## 施策の目的（目指す姿）

- 防犯知識の普及啓発や防犯活動への参加により、地域ぐるみの防犯力が向上し、誰もが住んでみたい・住み続けたいと思える安全・安心なまちになっています。
- 武力攻撃事態等において、国や東京都の国民保護措置を踏まえ、区民の生命、身体および財産を保護できる環境が整っています。

## 施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内 容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
刑法犯発生件数	区内の年間刑法犯発生件数	2,884件	2,700件	2,500件
防犯対策を行っていない区民の割合	中央区政世論調査において、防犯のために行っていることとして「特に何もしていない」の回答率	40.5%	35.0%	30.0%

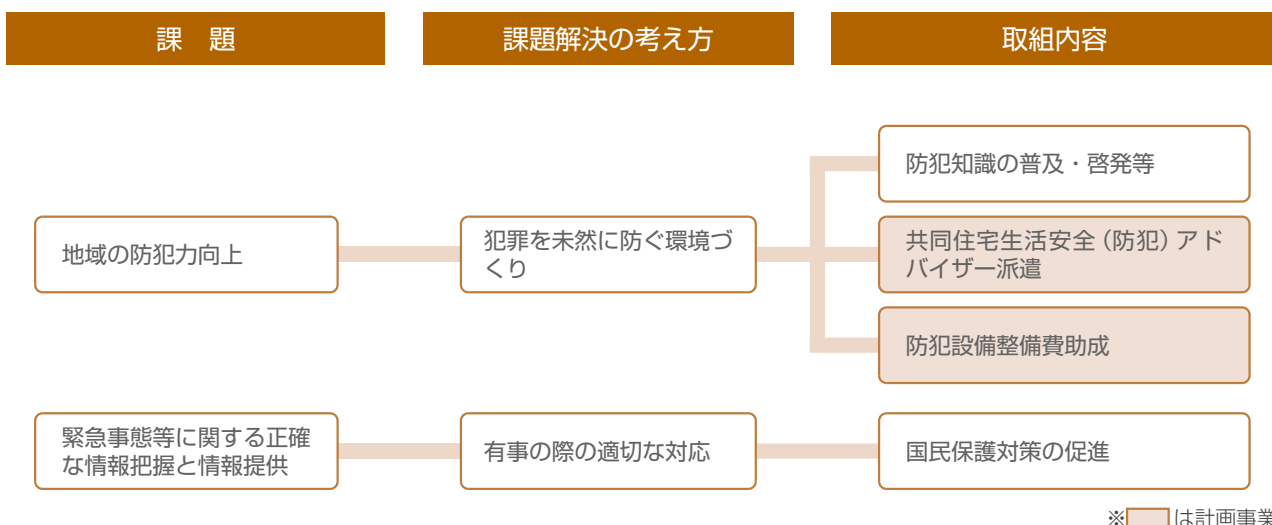
※「防犯対策を行っていない区民の割合」の現状値は「平成24（2012）年度中央区政世論調査」の結果を活用しています。

## 現状と課題

- 全国的に凶悪な事件や子ども・高齢者を狙った犯罪が目立つ中、本区の平成23（2011）年の刑法犯発生件数は2,884件と、23区中で3番目に少なく、平成19（2007）年の3,966件と比べ約27%減少しています。地域のコミュニティ意識が希薄化しつつある中、今後も、地域での防犯の輪を広げ、区内の犯罪被害を抑制させることが必要です。
- 近年、犯罪・事件の解決に防犯カメラが有効に作用した事例が頻繁に報道され、区民の防犯カメラへの関心が高まっています。防犯カメラの設置により、犯罪・事件の抑止効果も期待できるため、あらゆる機会を捉えて区の支援制度等の取組を周知していくことが必要です。
- 国や東京都の動向も踏まえながら、国際的な緊急事態への対処も含めて、正確な情報の把握と区民への迅速な周知体制を確立することが必要です。



## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の取組

### （１）防犯知識の普及・啓発等

安全・安心ハンドブックや安全・安心メール等を活用した犯罪情報の提供などにより注意喚起を促すとともに、防犯知識の普及・啓発を図ります。また、関係団体との連携を進め、地域全体で犯罪を未然に防ぐ環境づくりを推進します。

### （２）共同住宅生活安全（防犯）アドバイザー派遣【計画事業59】

イベントやホームページ等を活用し、区の支援制度の周知徹底を図りつつ、町会・自治会、商店会やマンション管理組合に対し、防犯設備士等の資格を有する専門相談員を派遣し、防犯対策の助言・提案を行います。

### （３）防犯設備整備費助成【計画事業60】

共同住宅生活安全（防犯）アドバイザーの派遣を受けた町会・自治会、商店会やマンション管理組合等が、防犯対策として防犯カメラやセンサー付きライト等の機器を設置した場合に、その費用の一部を助成します。

### （４）国民保護対策の促進

J-ALERT（全国瞬時警報システム）やEm-Net（緊急情報ネットワークシステム）に基づき、正確かつ迅速な情報収集に努めるとともに、区のホームページ、防災行政無線、緊急告知ラジオを活用し、区民への正しい情報の周知体制を整備します。

## 事業内容

## 59 共同住宅生活安全（防犯）アドバイザー派遣

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期（25～29年度）	後期（30～34年度）
事 項	共同住宅生活安全（防犯）アドバイザー派遣 150回	共同住宅生活安全（防犯）アドバイザー派遣 75回	同 左
事業費	5	3	3

## 60 防犯設備整備費助成

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期（25～29年度）	後期（30～34年度）
事 項	防犯設備整備費助成 150件	防犯設備整備費助成 75件	同 左
事業費	250	125	125



## 16 地域整備

### 現状と課題

地域整備は、各地域の特性を生かしたまちづくりの取組であり、本区では、区内を第Ⅰゾーン（おおむね昭和通り以西の地域）、第Ⅱゾーン（おおむね昭和通り以東の隅田川に至る地域）、第Ⅲゾーン（月島地域）の3地域に区分し、地域の課題把握に努めながら区民と一体となったまちづくりを進めています。

他方、国では、国際戦略総合特別区域を指定し、国際競争力のある産業・機能の集積拠点の整備を推進しており、東京都においては「2020年の東京」において、高度防災都市の構築や国際競争力の強化を目指し、都市再生の制度と総合特区とを一体的に活用したオフィス街の展開等を検討しています。

こうした動きを踏まえ、区内各地で開発事業が行われていますが、区の重要な「顔」の一つである築地市場は江東区豊洲地区への移転が確定しており、築地市場と場外市場がともに培ってきた食文化の拠点としての活気とにぎわいを将来に向けて確実に継承していくためのまちづくりを進めるとともに、市場跡地全体が都心機能の価値の向上に向けて活用されるよう取り組んでいく必要があります。

また、本区は江戸以来交通の要衝であり、その象徴である名橋「日本橋」上空の首都高速道路の撤去と日本橋川再生の実現に向けたまちづくりを進めています。国では平成24（2012）年3月に「首都高速道路構造物の大規模更新のあり方に関する調査研究委員会」が設置され、さらに9月には、国土交通省の「首都高速の再生に関する有識者会議」において首都高都心環状線の高架橋を撤去し地下化などを旨とする提言が取りまとめられました。

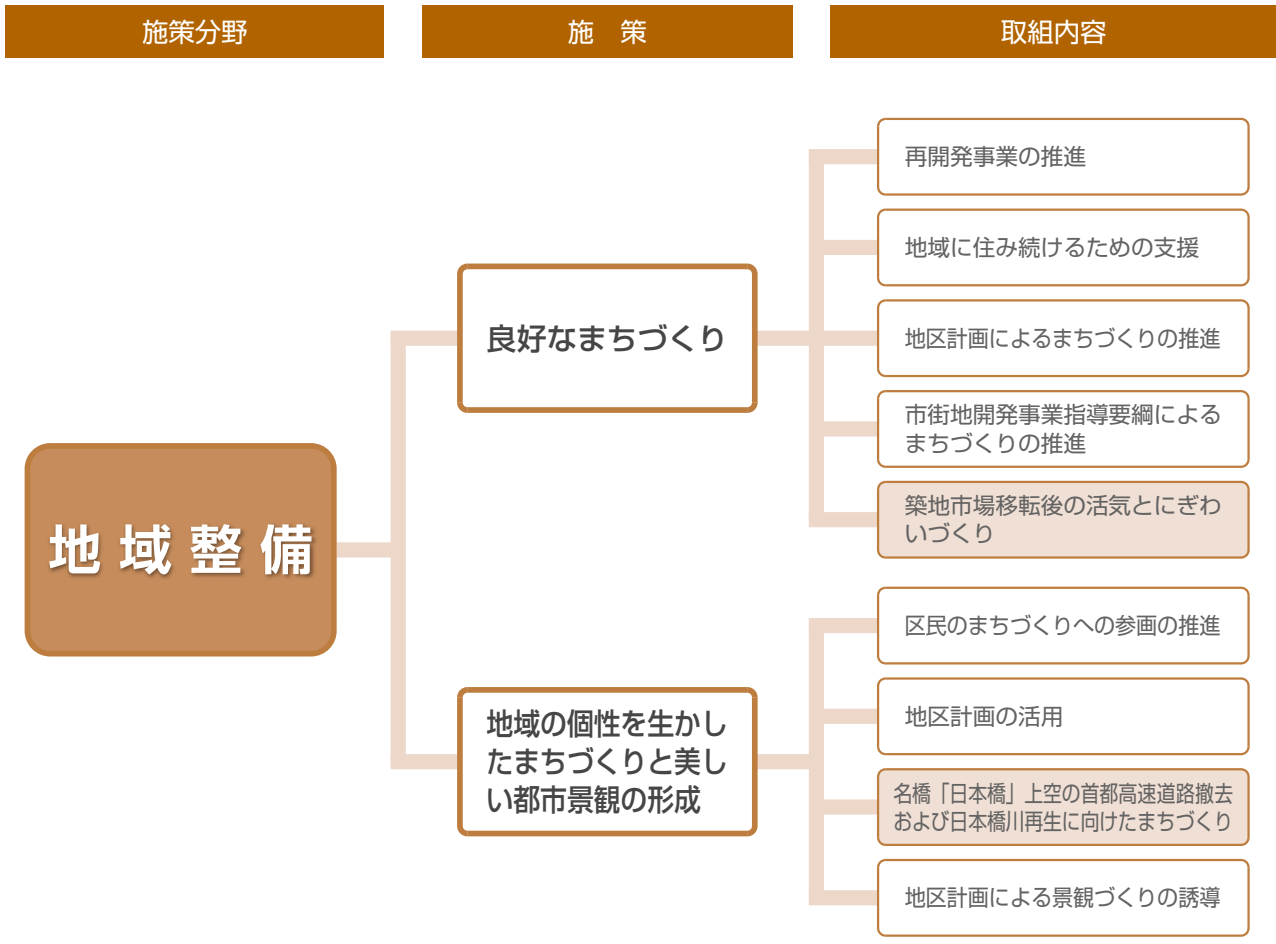
今後もこうした国の動向を踏まえながら、東京駅前地区をはじめとする周辺のみならず、東京駅前とそれに続く日本橋を東京の玄関・日本の中心にふさわしい景観と機能を備えたまちにしていくための将来ビジョンを描いていく必要があります。

また、開発事業が活発に行われる本区では開発事業がまちづくりに重要な役割を果たすことから、平成22（2010）年10月に「中央区まちづくり基本条例」を施行し、開発者の責務や事業計画に反映すべき事項などを示しました。この条例の運用も図りながら適切に開発事業を誘導し、本区の将来像の実現を目指していく必要があります。

### 今後の方向性

- 各地域の個性を生かした地域整備を進めていきます。また、築地市場移転後の新たなまちづくりを進めます。
- 日本橋地域をはじめとして、地域の個性を生かしたまちづくりと美しい都市景観の形成を推進します。

# 施策の体系



※   は計画事業

## 16 地域整備

## 16-1

## 良好なまちづくり

## 施策の目的（目指す姿）

- 歴史・文化が息づく風格のある街並みと高度な業務機能等が調和した、複合的な魅力が集積したまちが形成されています。
- 更新時期を迎えた多くの建築物が建替えられ、その地域における防災面等の強化が進んでいます。
- 「築地」が市場の伝統・文化を引き継ぎ、食文化の中心として食のプロをはじめ一般客や観光客にも評価される活気とにぎわいのあるまちに発展しています。

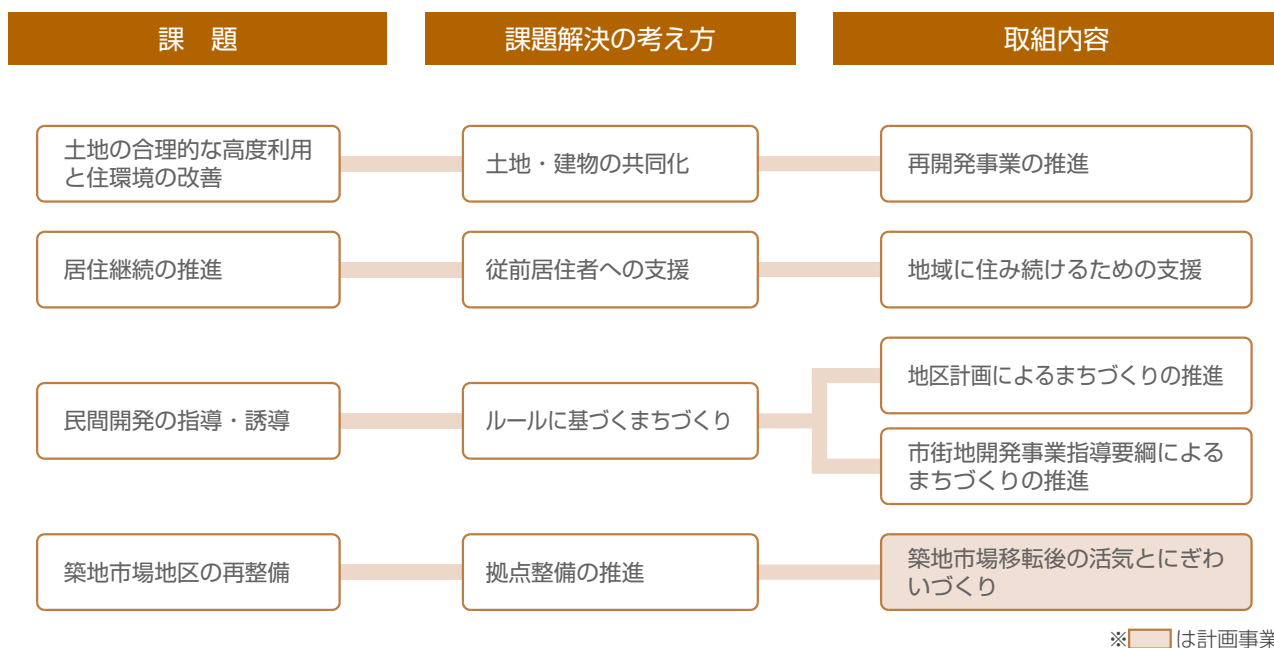
## 施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
市街地再開発事業	市街地再開発事業完了 地区の累計	9地区	15地区	15地区

## 現状と課題

- 本区は、快適な都心居住や活力ある個性豊かなまちづくりの実現に向けて「まちづくり基本条例」に基づき、地域特性を生かしたまちづくりに積極的に取り組んでいます。今後、開発プロジェクトの進展や社会経済環境の変化に伴い、各地域の課題がさらに多様化することが見込まれており、これらに的確に対応し住環境の改善と地域社会の活性化を図るため、都市開発の諸制度を活用し、良好なまちづくりを推進する必要があります。
- 本区では各地で再開発事業が進められていますが、事業区域内には従前からの居住者もいることから、従前居住者が引き続き本区に住み続けられるための支援が求められます。
- 築地市場は江東区豊洲地区に移転することが確定していますが、市場移転後においても、場外を含めた築地市場地区が長年培ってきた文化と伝統を継承するとともに、食文化の拠点としての活気とにぎわいを引継ぎ発展させた「新しい築地」をつくることのできるよう築地市場地区の再整備を進める必要があります。

## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の取組

### (1) 再開発事業の推進

市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用、業務・商業機能が調和した複合機能の集積および住宅・住環境の改善を図り、良好な定住型住宅の供給を促進するため、市街地再開発事業者に対し、事業に要する費用の助成を行います。



再開発（勝どき・晴海）

### (2) 地域に住み続けるための支援

再開発事業区域内で生活する賃貸住宅の居住者が開発後も住み続けられるよう、居住継続や営業継続に向けた支援を行います。

### (3) 地区計画によるまちづくりの推進

地区計画を活用した良好な住宅供給や住環境の整備を促進します。また、にぎわいのある連続した商業空間の形成や商店街の活性化が図られるように、商業施設の立地誘導を行います。

### (4) 市街地開発事業指導要綱によるまちづくりの推進

住宅の量の確保から質の向上への転換、建築物における防災および環境対策の充実など、住環境の改善や開発事業者と住民との紛争の防止を図るため、市街地開発事業指導要綱に基づくまちづくりを推進します。

(5) 築地市場移転後の活気とにぎわいづくり【計画事業61】

築地市場と場外市場が培ってきた食文化の拠点としての活気とにぎわいを市場移転後も確実に継承していくため、市場移転後の築地のまちづくりの基盤となる店舗施設を整備します。



先行営業施設イメージ

事業内容

61 築地市場移転後の活気とにぎわいづくり

(単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事 項	区有地を活用した先行営業施設の整備	区有地を活用した先行営業施設の整備	—
事業費	2,311	2,311	—

総論編

各論編 第1節 思いやりのある安心できるまちをめざして

各論編 第2節 じんわりある安全で快適なまちをめざして

各論編 第3節 にぎわいとあふれる躍動するまちをめざして



## 地域の個性を生かしたまちづくりと 美しい都市景観の形成

### 施策の目的（目指す姿）

- 区民がまちづくりに積極的に参加できる環境が整備されています。
- 首都東京の玄関である東京駅前をはじめ、各地区に次世代に継承する美しい都市景観が創出され、世界に誇れるまちになっています。

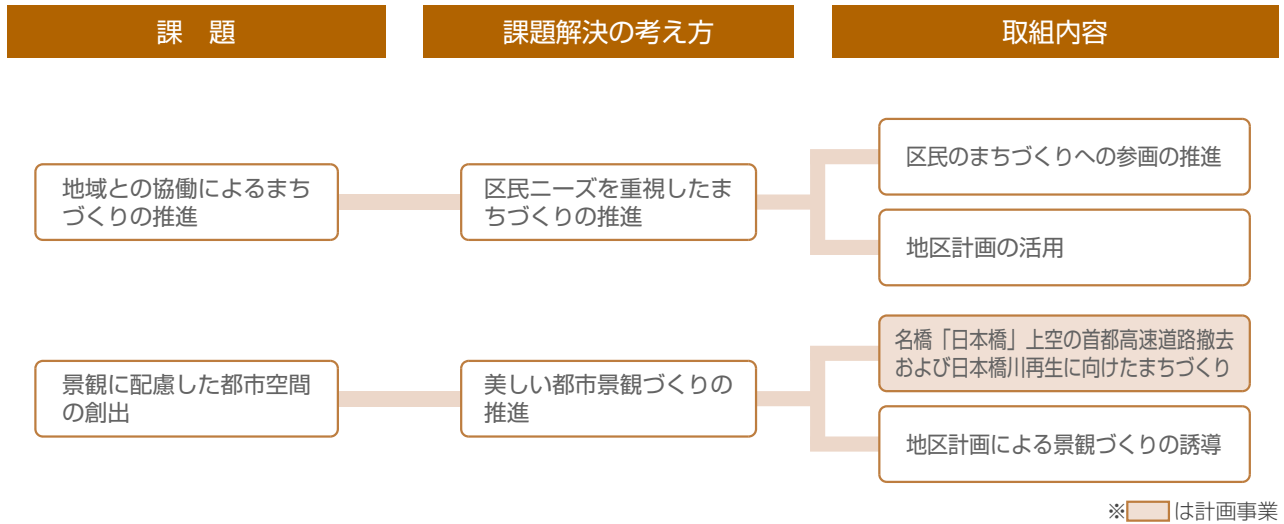
### 施策の達成状況の目標となる指標

指標名	内 容	現状値 (平成23年度)	目標値	
			前期終了時 (平成29年度)	後期終了時 (平成34年度)
まちづくり協議会の開催回数	まちづくり協議会の年間開催回数	年14回	年18回	年18回

### 現状と課題

- 地域の個性を生かしたまちづくりを進めるためには、住宅や住宅関連施設を整備することに加え、まちにコミュニティが息づいていることが重要です。地域における交流や支え合いなどが活発に行われるまちを目指し、コミュニティ活動やまちづくり活動に主体的に取り組む地域の自主的な組織、NPO等との協働によるまちづくりが必要です。
- 本区では、日本橋地域全体の魅力の向上を目指したまちづくりを推進していくため、「日本橋再生推進協議会」において、首都高速道路撤去の実現や日本橋川の再生について協議・検討を行っています。今後も、首都高速道路の更新の動向などに的確に対応しながら、日本橋地域の個性を生かしたまちづくりを推進することが必要です。

## 課題解決の考え方と取組内容



## 課題解決に向けた区の実施

### (1) 区民のまちづくりへの参画の推進

まちづくりの整備構想や整備計画等について、まちづくり協議会の活動を支援するとともに、区と地域住民との意見交換を重ねながら、地域の個性を生かした良好なまちづくりを推進します。

### (2) 地区計画の活用

良好な住環境の維持・保全に向けて、建築物の形態・意匠等の景観上の配慮、建築物の用途制限、緑化促進など、地区計画の活用を基本としながら、地域住民との協議に基づき、まちづくりを推進します。

### (3) 名橋「日本橋」上空の首都高速道路撤去および日本橋川再生に向けたまちづくり 【計画事業62】

東京駅前地区をはじめ各地区で進められているまちづくりと連携を図りながら、日本橋再生推進協議会の運営を通じて、首都高速道路撤去の実現や日本橋川の再生、日本橋地域全体の魅力の向上に向けたまちづくりを推進します。



現在の日本橋  
 (「日本橋地域ルネッサンス100年計画委員会」提供)



将来の日本橋イメージ  
 (「日本橋地域ルネッサンス100年計画委員会」提供)

総論編  
 各論編 第1節  
 思いやりのある  
 安心して暮らすまちをめざして  
 各論編 第2節  
 じんあいのある  
 安全で快適なまちをめざして  
 各論編 第3節  
 にぎわいとふれあいのある  
 躍動するまちをめざして

#### (4) 地区計画による景観づくりの誘導

地区計画で、建築物の高さの最高限度を定めることにより、地域に応じた適切な高さに統一されたスカイラインを誘導します。また、建築物を道路境界線から後退させ、壁面の位置を揃えることにより、整った街並みを誘導します。

### 事業内容

#### 62 名橋「日本橋」上空の首都高速道路撤去および日本橋川再生に向けたまちづくり (単位：百万円)

	事業目標	事業計画	
		前期 (25～29年度)	後期 (30～34年度)
事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 仕組みの検討および国等への要請</li><li>・ モデル地区のまちづくり検討</li><li>・ 他地区への検討拡大</li><li>・ 日本橋再生推進協議会の運営</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 仕組みの検討および国等への要請</li><li>・ モデル地区のまちづくり検討</li><li>・ 日本橋再生推進協議会の運営</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 仕組みの検討および国等への要請</li><li>・ 他地区への検討拡大</li><li>・ 日本橋再生推進協議会の運営</li></ul>
事業費	91	46	46